

第364回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（予算案件）

- 1 令和5年度兵庫県一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和5年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和5年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和5年度兵庫県農林水産資金特別会計補正予算（第1号）

（条例案件）

- 1 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例
- 2 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 3 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例

（その他案件）

- 1 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定
- 2 国営土地改良事業についての市町負担額の決定
- 3 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 4 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定
- 5 令和4年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分
- 6 令和4年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分
- 7 令和4年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分
- 8 和解及び損害賠償額の決定
- 9 和解及び損害賠償額の決定
- 10 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事請負契約の変更
- 11 都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工事請負契約の変更
- 12 県営尼崎西川住宅第2期建築工事請負契約の変更
- 13 上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の変更
- 14 大鳴門橋自転車道設置工事委託契約の締結
- 15 尼崎西宮芦屋港港湾荷役用機械更新工事請負契約の締結
- 16 兵庫県立川西こども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事請負契約の締結

（決算案件）

- 1 令和4年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定
- 2 令和4年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
- 3 令和4年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 4 令和4年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 5 令和4年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 6 令和4年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 7 令和4年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 8 令和4年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定
- 9 令和4年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 10 令和4年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 11 令和4年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 12 令和4年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 13 令和4年度兵庫県基金管理特別会計歳入歳出決算の認定

- 14 令和4年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
- 15 令和4年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 16 令和4年度兵庫県病院事業会計決算の認定
- 17 令和4年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
- 18 令和4年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
- 19 令和4年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
- 20 令和4年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
- 21 令和4年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定
- 22 令和4年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
- 23 令和4年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

作成年月日	令和5年9月12日
作成部局名	財務部 財政課

令和5年度9月補正予算（緊急対策） （案）

令和5年9月12日

台風第7号に伴う災害や豚熱への対応をはじめ、児童の安全対策強化など県民生活の安全・安心の確保に向けた取組、耐震強度が不足する庁舎からの移転・撤去に向けた取組など、6月補正予算編成後に生じた財政需要に適切に対応する必要があることから、令和5年度9月補正予算（緊急対策）を編成

0 1 台風第7号に伴う災害への対応

53.9億円

- ✓ 早期の再建に向けた、被災者生活支援、中小企業や農林水産業の再生支援、施設等の復旧・復興対策を実施

0 2 豚熱への対応

0.7億円

- ✓ まん延防止・発生予防対策に対し所要の予算措置を講じるとともに、発生農場等の経営支援策を実施

0 3 県民生活の安全・安心の確保

31.1億円

- ✓ 県こども家庭センター・警察間の情報共有のリアルタイム化による児童の安全対策の強化、自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組等を実施

0 4 本庁舎の再編

4.7億円

- ✓ 耐震強度が不足する庁舎からの移転・撤去を計画的に推進

補正予算規模 90.4億円

（一般会計 90.4億円（国庫 45.2億円、特定 1.8億円、起債 40.2億円、一般 3.2億円）
特別会計 100万円（全額特定）※農林水産資金特別会計

施策体系別事業一覧 (1/2)

(単位：百万円)

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	その他 補助金			
01 台風第7号に伴う災害への対応	5,386	0	2,668	9	2,708	1
(1) 被災者・中小企業・農林水産業支援	18	0	7	9	1	1
① 災害救助費繰替支弁金の交付	13	0	7	6	0	0
② 災害援護金の支給	3	0	0	3	0	0
③ 災害援護資金貸付金の原資貸付の実施	2	0	0	0	1	1
④ 経営円滑化貸付（災害対応貸付）の創設	既定予算対応	0	0	0	0	0
⑤ 農業融資制度（災害対応）による支援	既定予算対応	0	0	0	0	0
(2) 施設の復旧・復興対策	5,368	0	2,661	0	2,707	0
① 公共農林土木施設災害復旧事業	3,881	0	2,661	0	1,220	0
② 県単独災害復旧事業	1,487	0	0	0	1,487	0
02 豚熱への対応	73	0	38	1	0	35
(1) まん延防止・発生予防対策	71	0	38	0	0	34
① 発生農場の殺処分・消毒の実施	67	0	34	0	0	34
② 県内全農場の消毒の実施	4	0	4	0	0	0
(2) 経営支援対策	2	0	0	1	0	1
① 経営安定化対策資金の拡充	2	0	0	1	0	1
② 関連中小企業者への資金繰り支援	既定予算対応	0	0	0	0	0

施策体系別事業一覧 (2/2)

(単位：百万円)

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	その他 補助金			
03 県民生活の安全・安心の確保	3,115	880	823	172	1,029	211
(1) 児童の安全対策等の推進	74	0	0	0	0	74
① 児童虐待事案のリアルタイム情報共有システムの構築	66	0	0	0	0	66
② 認定こども園・保育所等ホットラインの拡充	5	0	0	0	0	5
③ 児童養護施設の子どもたちの夢はぐくみ応援事業	3	0	0	0	0	3
(2) withコロナ社会の健康づくり	8	8	0	0	0	0
① SNS等を活用したがん検診受診・ワクチン接種促進事業	8	8	0	0	0	0
(3) 安全で豊かな生活の確保	992	872	0	120	0	0
① 自転車ヘルメットの着用促進に向けた支援	785	785	0	0	0	0
② プロスポーツクラブと連携した地域活性化プロジェクト	60	0	0	60	0	0
③ ふるさとひょうご寄附基金積立金	60	0	0	60	0	0
④ 美味しい県産水産物 消費喚起キャンペーンの実施	70	70	0	0	0	0
⑤ 生徒への安定的な食事提供に向けた取組	17	17	0	0	0	0
(4) 社会基盤の充実・強化	2,041	0	823	52	1,029	137
① 公共事業内示増への対応	2,041	0	823	52	1,029	137
04 本庁舎の再編	470	0	109	0	284	77
(1) 庁舎の改修・撤去	447	0	103	0	284	60
① 本庁舎再編	251	0	103	0	137	11
② 既存県施設の老朽化対策	196	0	0	0	147	49
(2) 周辺環境の整備	23	0	6	0	0	17
① 県民会館の耐震診断の実施	20	0	6	0	0	14
② 生田警察署建替整備事業	3	0	0	0	0	3
合計	9,044	880	3,638	182	4,021	323

01

台風第7号に伴う災害への対応

兵庫県 令和5年度9月補正予算（緊急対策）

■台風第7号に伴う災害への対応：53.9億円

▶ 早期の再建に向けた、被災者生活支援、中小企業や農林水産業の再生支援、施設等の復旧・復興対策を実施

○災害救助費繰替支弁金の交付：1,300万円

災害救助法が適用された**香美町**に対し、**法に基づき災害救助費繰替支弁金を交付**

・ **対象経費** 災害救助に要する経費（住宅の応急修理、障害物の除去等）

○災害援護金の支給：300万円

災害援護金等の支給に関する規則に基づき、**被災者に対し災害援護金を支給**

・ **支給単価等**

対象者	支給単価	件数※
全壊	20万円	0件
半壊	10万円	2件
床上浸水	5万円	33件
一部損壊	5万円	3件
重傷被災者	3万円	1件
計		39件

※8/25時点の件数

○災害援護資金貸付金の原資貸付の実施：200万円

被災者に貸し付ける**災害援護資金**について、**市町に対する原資貸付を実施**

○災害対応貸付制度の活用：既定予算対応

中小企業者・農家等の被災設備等の復旧を支援するため、**低利の融資を実施**

施設の復旧・復興対策

○災害復旧事業：53.7億円

台風第7号により被害を受けた施設の復旧を実施

<公共農林土木施設災害復旧事業>

(単位:百万円、箇所)

区分	所要額	箇所数	主な実施箇所
1 土木施設災害復旧	3,229	147	—
(1) 公共土木施設災害復旧	3,199	144	—
道路	1,003	28	若桜湯村温泉線（新温泉町）ほか〔路肩崩壊等〕
河川	1,689	82	矢田川（香美町）ほか〔護岸崩壊等〕
砂防	507	34	板仕野川（香美町）ほか〔護岸崩壊等〕
(2) 公共事業(災害関連)	30	3	—
港湾	15	2	竹野港海岸（豊岡市）ほか〔海岸漂着物〕
海岸	15	1	香住海岸（香美町）〔海岸漂着物〕
2 農林水産施設災害復旧	652	206	—
(1) 公共農林水産施設災害復旧	443	203	—
農地・土地改良施設	180	190	農地〔畦畔崩壊〕、水路〔土砂流入〕、道路〔法面崩壊〕等
林道	231	12	三川線（香美町）ほか〔法面崩壊、土砂流入等〕
漁港	32	1	香住漁港（香美町）〔港内漂着物〕
(2) 公共事業(災害関連)	209	3	—
治山	70	1	入江（香美町）〔土砂流入等〕
漁港	139	2	香住漁港（香美町）浜坂漁港（新温泉町）〔海岸漂着物〕
合 計	3,881	353	—

施設の復旧・復興対策

< 県単独災害復旧事業 >

(単位:百万円、箇所)

区分	所要額	箇所数	主な実施箇所
1 土木施設災害復旧	1,056	520	—
道路	300	220	(国)426号(豊岡市)ほか〔土砂流出等〕
河川	400	150	矢田川(香美町)ほか〔護岸崩壊、土砂撤去等〕
砂防	328	144	大谷川(養父市)ほか〔護岸崩壊等〕
港湾	18	3	東播磨港ほか〔海岸漂着物等〕
海岸	10	3	江井ヶ島港海岸ほか〔海岸漂着物等〕
2 農林水産施設災害復旧	431	12	—
治山	430	11	村岡区高津(香美町)ほか〔山腹崩壊等〕
漁港	1	1	妻鹿漁港(姫路市)〔港内漂着物〕
合計	1,487	532	—



矢田川水系矢田川
(香美町香住区三谷)



(一) 霧滝村岡線
(香美町村岡区熊波)



香住海岸訓谷地区

02

豚熱への対応

兵庫県 令和5年度9月補正予算（緊急対策）

豚熱への対応

■豚熱への対応：7,300万円

- 7月に南あわじ市の養豚農場で発生した豚熱を踏まえ、**まん延防止・発生予防対策に対し所要の予算措置を講じる**とともに、**発生農場等の経営支援策を実施**

(単位：千円)

実施内容		予算額
まん延防止・発生予防対策		71,000
発生農場の殺処分・消毒 の実施	発生農場の全家畜の殺処分（698頭）と消毒の実施	67,000
県内全農場の消毒 の実施	県内全養豚農場（16箇所）で消毒を実施するための消石灰・液体消毒液を配布	4,000
経営支援対策		2,000
経営安定化対策資金 の拡充	養豚農家の経営を支援するため、利子補給を実施する（ 当初3年間無利子化等 ）とともに国制度を補完する資金等を拡充	2,000
関連中小企業者への 資金繰り支援	関連中小企業者の資金繰り支援として経営円滑化貸付の融資要件の弾力的運用を実施 ※売上減少対象期間：直近3か月間→ 1か月間	— (既定融資枠対応)

03

県民生活の安全・安心の確保

兵庫県 令和5年度9月補正予算（緊急対策）

児童の安全対策等の推進

■児童虐待事案のリアルタイム情報共有システムの構築：6,600万円

- 子どもの安全確保に欠かせない警察との緊密な連携を推進するため、**県こども家庭センター・警察間において、児童虐待事案のリアルタイム情報共有システムを構築**

○運用開始 令和6年秋頃（予定）

<警察との全件共有のリアルタイム化のポイント>

	現状	共有システム導入後
情報更新頻度の短縮	月1回 (専用共有フォルダ内で共有)	即時 ※1時間毎に更新 (システムで共有)
共有内容の拡大	氏名、性別、生年月日、住所、虐待種別等	氏名、性別、生年月日、住所、虐待種別、 過去の通告状況、一時保護歴等
アクセスの迅速化	各警察署は警察本部に電話等で確認	各警察署から直接システムにアクセス



児童の安全対策等の推進

■認定こども園・保育所等ホットラインの拡充：500万円

- 保育の質のさらなる向上につなげるため、**相談受付時間を延長する**とともに、**新たにLINEによる受付も実施**するなど、相談・受付体制を強化

	現 行	拡充内容
電話相談 # 7350	平日9～17時	平日 9～ 21時 土日祝 9～17時
相談方法	電話 メール・F A X	LINE相談 を追加
その他	保育相談専門員のみが対応	現行対応に加え、必要に応じ法的案件は 県から弁護士へ相談

■児童養護施設の子どもたちの夢はぐくみ応援事業：300万円

- 児童養護施設の子どもたちが、将来に希望をもち夢に向かって取り組めるよう、小さな頃から**多様な出会いの中で夢をはぐくむ機会を創出**

	小学校	中学校	高 校
	大学生モデルを知る		目標を具体的に描く
	夢ふれあい交流事業（100万円）		夢かたりあい交流事業（200万円）
	大学生と 自然体験や対話 を行うプログラムを実施し、 将来の進路選択の視野を広げる 機会とする。		県内の大学生と、 大学生生活 や就職活動、 勉強の意義 などを語り合い、 進路選択 を考える機会とする。
場所	ハチ高原（養父市）		児童養護施設（33カ所）等
日程	10月7日(土)～9日(祝) 2泊3日		10月～3月
入所児童	20名程度（主に小5～中1）		主に中2～高2
内容等	事前オリエンテーション、キャンプ等		大学生等との語り合い

■SNS等を活用したがん検診受診・ワクチン接種促進事業：800万円

- ▶ 新型コロナウイルスへの感染の不安から受診率が低下しているがん検診や、HPV、インフルエンザ等の定期接種、さらには定期接種化が検討されている带状疱疹ワクチンの効果等について、**積極的な広報を展開**

○実施内容 SNS上におけるWEB広告、ポスターを作成・掲示

<参考1> がん検診・ワクチン接種の主な対象者

区 分		対象者
がん検診	胃・肺・大腸・乳	40歳 or 50歳～
	子宮頸	20歳～
ワクチン接種	(A類疾病) 集団予防が重点 麻しん・風しん	1歳、5歳～6歳相当
	(B類疾病) 個人予防が重点 HPV (ヒトパピローマウイルス)	12～16歳相当
	任意接種 インフルエンザ	65歳～
	任意接種 带状疱疹	50歳～

<参考2> がん検診受診率（市町）及びワクチン（定期接種）の接種率

年度	胃		肺		大腸		乳		子宮頸	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国	本県	全国
R1	4.3	7.8	4.6	6.8	6.6	7.7	14.0	17.0	10.6	15.7
R2	3.8	7.0	3.8	5.5	5.8	6.5	13.3	15.6	10.2	15.2
R3	3.7	6.5	4.2	6.0	6.0	7.0	13.4	15.4	10.8	15.4

年度	麻しん・風しん (1歳)		麻しん・風しん (5～6歳相当)		インフルエンザ (65歳以上)	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国
R1	94.9	95.4	94.2	94.1	54.7	50.4
R2	99.2	98.5	95.5	94.7	63.7	65.6
R3	92.7	93.5	93.9	93.8	54.2	55.7

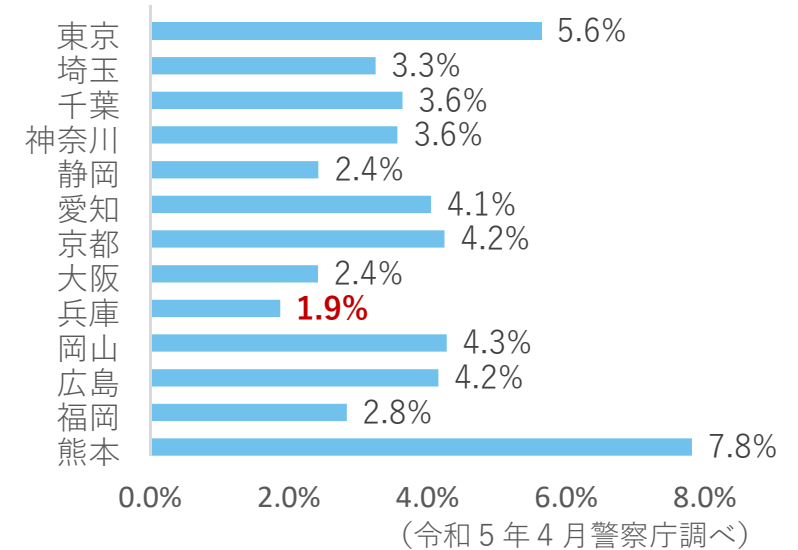
■自転車ヘルメットの着用促進に向けた支援：7.9億円

➤ 令和5年4月から、道路交通法の改正により全年代のヘルメット着用が努力義務化されたなかで、**本県の着用率が低迷**している状況を踏まえ、**購入支援を実施**

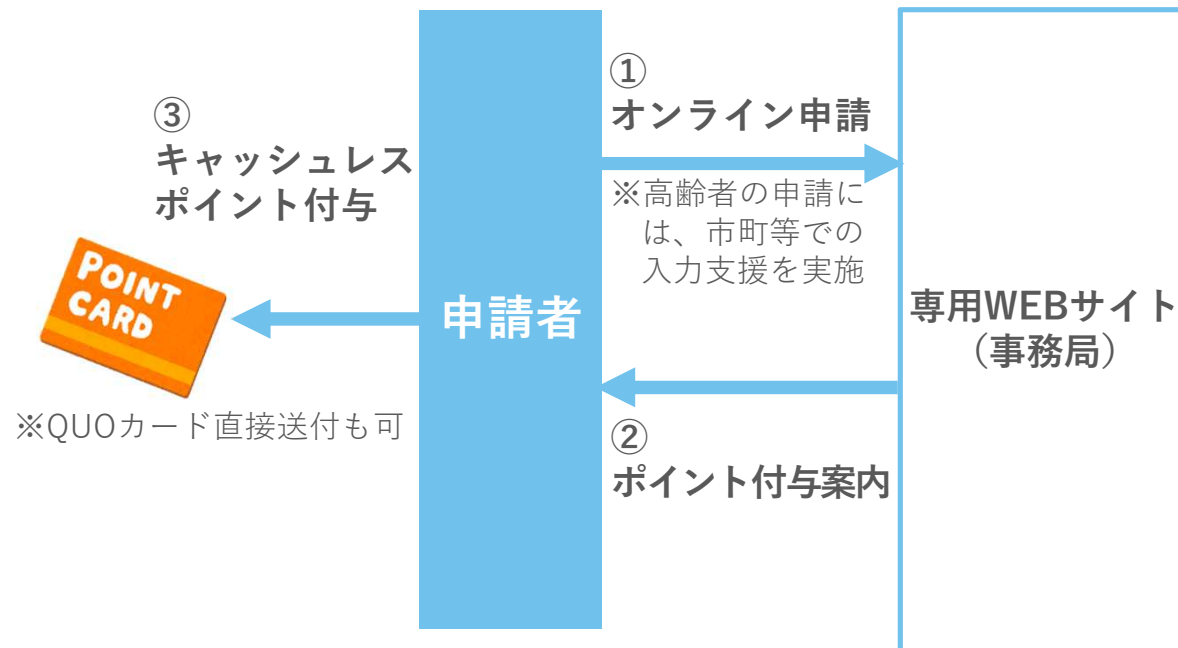
- ・ **給付対象** 高齢者（65歳以上）
子育て世帯（親と18歳までの子）
大学生等
- ・ **給付上限** 4千円/人
- ・ **申請開始** 12月初旬



都府県別の自転車乗車用ヘルメット着用率

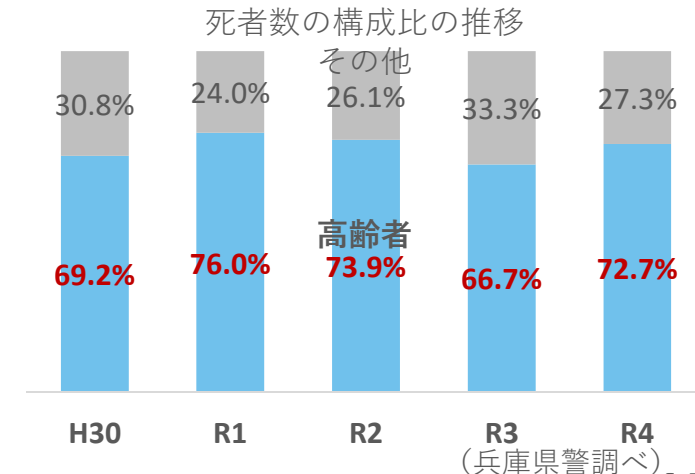


<申請・給付イメージ>



兵庫県内の自転車乗車中の死者数の推移

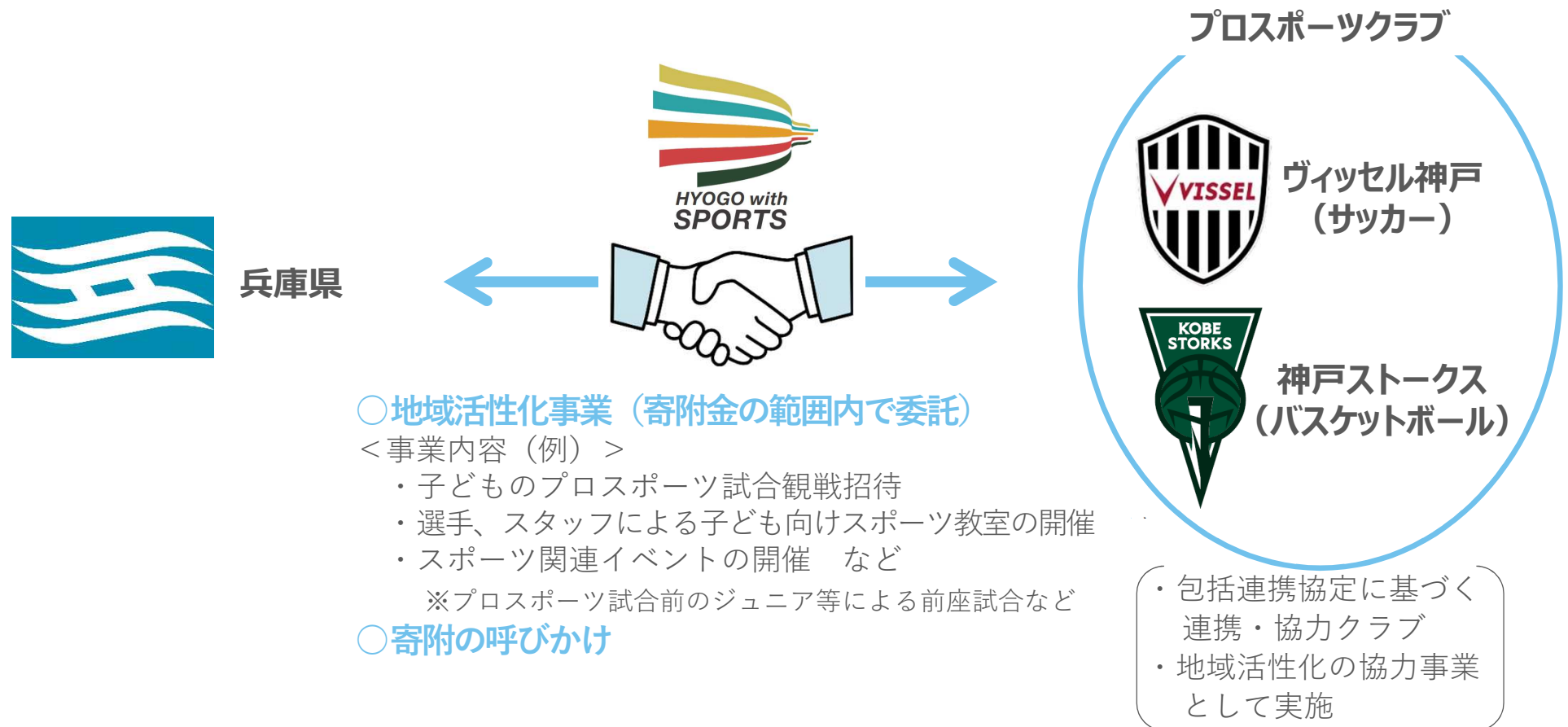
	H30	R1	R2	R3	R4
死者数	13	25	23	12	22



■プロスポーツクラブと連携した地域活性化プロジェクト：6,000万円

(ふるさとひょうご寄附金)

- 県民の一層のスポーツ機会の充実と生活の質的向上を推進するため、**プロスポーツクラブと連携**した地域活性化プロジェクトを実施



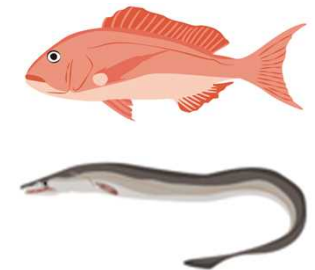
■美味しい県産水産物 消費喚起キャンペーンの実施：7,000万円

- 子どもの魚嫌いを1つの要因として魚離れが進む中、福島第1原発の処理水海洋放出をきっかけに、**魚の買い控えにより、更なる魚離れが懸念されることから、広く県産水産物の消費を喚起する各種キャンペーンを実施**

○「ひょうごの魚」学校給食応援事業（6,625万円）

兵庫県で水揚げされるマダイ、ハモなどを県内小中学校の給食で提供

- ・ **実施時期** 令和5年11月～令和6年2月頃
- ・ **事業内容** 食材費の支援（100円/食×65万食）
〔 県内小中学校約1,100校
生徒数40万人×1～2回分相当 〕



○「ひょうごの魚」対面販売強化事業（325万円）

県産水産物の消費の拡大を図るため、量販店等で調理実演や普及資材の配布等を実施

- ・ **実施時期** 令和5年11月～令和6年2月頃
- ・ **実施場所** 百貨店、大手スーパー等



○「ひょうごの魚×福島の魚」コラボフェアの開催（50万円）

両県の魚の食べ比べのほか、福島県の魚の安全性PRと郷土料理を楽しむ企画を開催

- ・ **実施時期** 令和5年11月（予定）
- ・ **実施場所** 県内飲食店

■生徒への安定的な食事提供に向けた取組：1,700万円

- 原材料費等高騰の影響により、学校の食堂運営事業者の経営が困難となり、生徒への食事提供が停止される事例が発生したことを踏まえ、**生徒に対して安定的に食事等を提供するため、食堂運営事業者等を応援**する取組を実施

○学校食堂魅力アップ応援事業：1,700万円

食堂運営事業者による**生徒への魅力的なメニュー開発を支援**

- ・ **対象校** 学食を設置する県下全ての高等学校等 162校
(県立学校106校、私立学校等56校)

- ・ **支援内容** 10万円/校

- ・ **対象経費** 材料費、光熱水費、人件費等

- ・ **実施イメージ**

生徒からのアンケートの募集や、家庭科クラブとの協働などにより魅力あるメニューを試作開発し、生徒に提供



○県立高校における自販機の設置使用料の免除

- ・ **内容** **食堂運営事業者が設置する自販機の設置使用料を免除**

- ・ **現行の設置状況 (食堂運営事業者設置分)**

対象校数 (県立) : 105校、設置台数 : 402台

使用料の減免 : 260万円程度 (R5.10~3月分)

社会基盤の充実・強化

■公共事業内示増への対応：20.4億円

- ▶ 公共事業の国内示増に対応し、経済活動等を支える高規格道路の整備や施設機能を確保する老朽化対策を推進

○公共事業

(単位:百万円)

区分		事業費 (県負担額)	主な箇所	事業内容
通常	道路	1,499	加古川小野線東播磨道 (加古川市～小野市)	橋梁上下部工・道路改良工
	公園	38	明石公園(明石市)	運動施設改修等
	区画	136	英賀保駅周辺地区	JR立体交差
計		1,673		



東播磨道(小野市榎山町)

○国直轄事業

(単位:百万円)

区分		事業費 (県負担額)	主な箇所	事業内容
通常	道路	216	国道28号洲本バイパス	道路改良工
	砂防	100	六甲山系	砂防堰堤等
	港湾	52	姫路港	臨港道路整備等
計		368		



六甲山系(神戸市ほか)

04

本庁舎の再編

兵庫県 令和5年度9月補正予算（緊急対策）

本庁舎再編スケジュール

- 県庁1号館、2号館、別館及び西館については、耐震性不足が明らかとなったことから、同庁舎に配置している部局を、3号館、生田庁舎、公館及び職員会館に移転のうえ、移転後は同庁舎を解体する。

＜本庁舎再編スケジュール＞ ※1教育委、監査委、人事委、労働委、※2神戸市水道局旧東部センター、※3県立総合衛生学院中山手分校

区 分	R5年度			R6年度		R7年度		R8～11年度
	7～9月	10～12月	1～3月	上期	下期	上期	下期	
1号館、2号館、議場棟、別館、西館		解体設計					退去	解体工事 → 緑地
3号館		改修設計		退去	改修工事			入居
3号館部局※1の仮移転 (住吉※2、中山手※3)		賃貸契約・入居工事		↓	入居	→	→	
生田庁舎、公館、職員会館		改修設計			改修工事		↓	入居

＜本庁舎再編に係る必要額＞

(単位：百万円)

区 分		R5年9月補正	～R11年度	計
本 庁 舎 再 編	1号館、2号館、議場棟、別館、西館の解体、暫定緑地化	206	6,970	7,176
	3号館、生田庁舎、公館、職員会館の改修（オープンオフィス化等）	45	1,329	1,374
	サーバー・システム等の移転	0	2,908	2,908
	その他（備品購入、公文書保存等）	0	1,457	1,457
	合 計	251	12,664	12,915

■本庁舎再編：2.5億円

＜本庁舎の解体撤去：2.1億円＞

- ・対象施設 1号館、2号館、議場棟、別館、西館
- ・実施内容 解体設計

＜既存県施設のオープンオフィス化等の改修：0.4億円＞

- ・対象施設 3号館、生田庁舎、公館、職員会館
- ・実施内容 オープンオフィス化、展示室や和室等から事務室への転用改修の設計

■老朽化対策：2.0億円

- ・対象施設 3号館、生田庁舎、公館、職員会館
- ・実施内容 屋上防水、外壁補修、電気設備・空調設備・配水管更新等の設計

■県民会館の耐震診断の実施：2,000万円

➤ 築後55年が経過し老朽化の進む県民会館についても詳細な耐震診断を実施

- ・実施内容 時刻歴応答解析の実施
- ・調査結果 令和6年9月頃判明見込み

■生田警察署建替整備事業：300万円

➤ 生田警察署の現地建替に向け、必要となる敷地測量を実施

- ・実施内容 現用地、仮設庁舎用地（県庁南駐車場）及び警察本部庁舎の敷地測量

(参考資料) 兵庫県 令和5年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額																																																																								
1 台風第7号に伴う災害への対応		5,386,000																																																																								
(1) 被災者・中小企業・農林水産業支援		18,000																																																																								
① 災害救助費繰替支弁金の交付	災害救助法が適用された香美町に対し、法に基づき災害救助費繰替支弁金を交付 ○対象経費 災害救助に要する経費(住宅の応急修理、障害物の除去等)	13,000 (一部国庫)																																																																								
② 災害援護金の支給	災害援護金等の支給に関する規則に基づき、被災者に対し災害援護金を支給 ○対象者、支給単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>支給単価</th> <th>件数※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>20万円</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>10万円</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>5万円</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>5万円</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>重傷被災者</td> <td>3万円</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>39件</td> </tr> </tbody> </table> ※8/25時点の件数	対象者	支給単価	件数※	全壊	20万円	0件	半壊	10万円	2件	床上浸水	5万円	33件	一部損壊	5万円	3件	重傷被災者	3万円	1件	計		39件	3,000																																																			
対象者	支給単価	件数※																																																																								
全壊	20万円	0件																																																																								
半壊	10万円	2件																																																																								
床上浸水	5万円	33件																																																																								
一部損壊	5万円	3件																																																																								
重傷被災者	3万円	1件																																																																								
計		39件																																																																								
③ 災害援護資金貸付金の原資貸付の実施	被災者に貸し付ける災害援護資金について、市町に対する原資貸付を実施	2,000																																																																								
④ 経営円滑化貸付(災害対応貸付)の創設	台風7号により被害を受けた中小企業者の被災設備等の復旧を支援するため、経営円滑化貸付(災害対応貸付)を創設し、低利の融資条件を設定	(既定融資枠対応)																																																																								
⑤ 農業融資制度(災害対応)による支援	台風7号により被害を受けた農家等の被災設備等の復旧を支援するため、既存の災害対応融資制度による低利融資により支援	(既定予算対応)																																																																								
(2) 施設の復旧・復興対策		5,368,000																																																																								
① 公共農林土木施設災害復旧事業	台風第7号により被害を受けた施設の復旧を実施 (単位:百万円、箇所) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所要額</th> <th>箇所数</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 土木施設災害復旧</td> <td>3,229</td> <td>147</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) 公共土木施設災害復旧</td> <td>3,199</td> <td>144</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>1,003</td> <td>28</td> <td>若桜湯村温泉線(新温泉町)ほか〔路肩崩壊等〕</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>1,689</td> <td>82</td> <td>矢田川(香美町)ほか〔護岸崩壊等〕</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>507</td> <td>34</td> <td>板仕野川(香美町)ほか〔護岸崩壊等〕</td> </tr> <tr> <td>(2) 公共事業(災害関連)</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>竹野港海岸(豊岡市)ほか〔海岸漂着物〕</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>香住海岸(香美町)〔海岸漂着物〕</td> </tr> <tr> <td>2 農林水産施設災害復旧</td> <td>652</td> <td>206</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) 公共農林水産施設災害復旧</td> <td>443</td> <td>203</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>農地・土地改良施設</td> <td>180</td> <td>190</td> <td>農地〔畦畔崩壊〕、水路〔土砂流入〕、道路〔法面崩壊〕等</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>231</td> <td>12</td> <td>三川線(香美町)ほか〔法面崩壊、土砂流入等〕</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>32</td> <td>1</td> <td>香住漁港(香美町)〔港内漂着物〕</td> </tr> <tr> <td>(2) 公共事業(災害関連)</td> <td>209</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>治山</td> <td>70</td> <td>1</td> <td>入江(香美町)〔土砂流入等〕</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>139</td> <td>2</td> <td>香住漁港(香美町) 浜坂漁港(新温泉町)〔海岸漂着物〕</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,881</td> <td>353</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所要額	箇所数	説明	1 土木施設災害復旧	3,229	147	—	(1) 公共土木施設災害復旧	3,199	144	—	道路	1,003	28	若桜湯村温泉線(新温泉町)ほか〔路肩崩壊等〕	河川	1,689	82	矢田川(香美町)ほか〔護岸崩壊等〕	砂防	507	34	板仕野川(香美町)ほか〔護岸崩壊等〕	(2) 公共事業(災害関連)	30	3	—	港湾	15	2	竹野港海岸(豊岡市)ほか〔海岸漂着物〕	海岸	15	1	香住海岸(香美町)〔海岸漂着物〕	2 農林水産施設災害復旧	652	206	—	(1) 公共農林水産施設災害復旧	443	203	—	農地・土地改良施設	180	190	農地〔畦畔崩壊〕、水路〔土砂流入〕、道路〔法面崩壊〕等	林道	231	12	三川線(香美町)ほか〔法面崩壊、土砂流入等〕	漁港	32	1	香住漁港(香美町)〔港内漂着物〕	(2) 公共事業(災害関連)	209	3	—	治山	70	1	入江(香美町)〔土砂流入等〕	漁港	139	2	香住漁港(香美町) 浜坂漁港(新温泉町)〔海岸漂着物〕	合計	3,881	353	—	3,881,000 (一部国庫)
区分	所要額	箇所数	説明																																																																							
1 土木施設災害復旧	3,229	147	—																																																																							
(1) 公共土木施設災害復旧	3,199	144	—																																																																							
道路	1,003	28	若桜湯村温泉線(新温泉町)ほか〔路肩崩壊等〕																																																																							
河川	1,689	82	矢田川(香美町)ほか〔護岸崩壊等〕																																																																							
砂防	507	34	板仕野川(香美町)ほか〔護岸崩壊等〕																																																																							
(2) 公共事業(災害関連)	30	3	—																																																																							
港湾	15	2	竹野港海岸(豊岡市)ほか〔海岸漂着物〕																																																																							
海岸	15	1	香住海岸(香美町)〔海岸漂着物〕																																																																							
2 農林水産施設災害復旧	652	206	—																																																																							
(1) 公共農林水産施設災害復旧	443	203	—																																																																							
農地・土地改良施設	180	190	農地〔畦畔崩壊〕、水路〔土砂流入〕、道路〔法面崩壊〕等																																																																							
林道	231	12	三川線(香美町)ほか〔法面崩壊、土砂流入等〕																																																																							
漁港	32	1	香住漁港(香美町)〔港内漂着物〕																																																																							
(2) 公共事業(災害関連)	209	3	—																																																																							
治山	70	1	入江(香美町)〔土砂流入等〕																																																																							
漁港	139	2	香住漁港(香美町) 浜坂漁港(新温泉町)〔海岸漂着物〕																																																																							
合計	3,881	353	—																																																																							
② 県単独災害復旧事業	(単位:百万円、箇所) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所要額</th> <th>箇所数</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 土木施設災害復旧</td> <td>1,056</td> <td>520</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>300</td> <td>220</td> <td>(国)426号(豊岡市)ほか〔土砂流出等〕</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>400</td> <td>150</td> <td>矢田川(香美町)ほか〔護岸崩壊、土砂撤去等〕</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>328</td> <td>144</td> <td>大谷川(養父市)ほか〔護岸崩壊等〕</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>東播磨港ほか〔海岸漂着物等〕</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>江井ヶ島港海岸ほか〔海岸漂着物等〕</td> </tr> <tr> <td>2 農林水産施設災害復旧</td> <td>431</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>治山</td> <td>430</td> <td>11</td> <td>村岡区高津(香美町)ほか〔山腹崩壊等〕</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>妻鹿漁港(姫路市)〔港内漂着物〕</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,487</td> <td>532</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所要額	箇所数	説明	1 土木施設災害復旧	1,056	520	—	道路	300	220	(国)426号(豊岡市)ほか〔土砂流出等〕	河川	400	150	矢田川(香美町)ほか〔護岸崩壊、土砂撤去等〕	砂防	328	144	大谷川(養父市)ほか〔護岸崩壊等〕	港湾	18	3	東播磨港ほか〔海岸漂着物等〕	海岸	10	3	江井ヶ島港海岸ほか〔海岸漂着物等〕	2 農林水産施設災害復旧	431	12	—	治山	430	11	村岡区高津(香美町)ほか〔山腹崩壊等〕	漁港	1	1	妻鹿漁港(姫路市)〔港内漂着物〕	合計	1,487	532	—	1,487,000																												
区分	所要額	箇所数	説明																																																																							
1 土木施設災害復旧	1,056	520	—																																																																							
道路	300	220	(国)426号(豊岡市)ほか〔土砂流出等〕																																																																							
河川	400	150	矢田川(香美町)ほか〔護岸崩壊、土砂撤去等〕																																																																							
砂防	328	144	大谷川(養父市)ほか〔護岸崩壊等〕																																																																							
港湾	18	3	東播磨港ほか〔海岸漂着物等〕																																																																							
海岸	10	3	江井ヶ島港海岸ほか〔海岸漂着物等〕																																																																							
2 農林水産施設災害復旧	431	12	—																																																																							
治山	430	11	村岡区高津(香美町)ほか〔山腹崩壊等〕																																																																							
漁港	1	1	妻鹿漁港(姫路市)〔港内漂着物〕																																																																							
合計	1,487	532	—																																																																							

(参考資料) 兵庫県 令和5年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額																											
2 豚熱への対応		73,000																											
(1) まん延防止・発生予防対策		71,000																											
① 発生農場の殺処分・消毒の実施	発生農場の全家畜(698頭)の殺処分と消毒の実施(薬品・資材経費、職員動員経費等)	67,000 (一部国庫)																											
② 県内全農場の消毒の実施	県内全養豚農場(16箇所)で消毒を実施するための消石灰・液体消毒液を配布	4,000 (全額国庫)																											
(2) 経営支援対策		2,000																											
① 経営安定化対策資金の拡充	養豚農家の経営を支援するため、利子補給を実施する(当初3年間無利子化等)とともに、国制度を補完する資金等を拡充	2,000 ※うち1,000は農林水産資金特別会計																											
② 関連中小企業者への資金繰り支援	関連中小企業者の資金繰り支援として経営円滑化貸付の融資要件の弾力的運用を実施 ○内容 経営円滑化貸付の融資要件を緩和(売上減少対象期間:直近3か月間→1か月間)																												
3 県民生活の安全・安心の確保		3,115,000																											
(1) 児童の安全対策等の推進		74,000																											
① 児童虐待事案のリアルタイム情報共有システムの構築	<p>子どもの安全確保に欠かせない警察との緊密な連携を推進するため、県こども家庭センター・警察間において、児童虐待事案のリアルタイム情報共有システムを構築 ○運用開始 R6秋頃(予定)</p>	66,000																											
② 認定こども園・保育所等ホットラインの拡充	<p>保育の質のさらなる向上につなげるため、相談受付時間を延長するとともに、新たにLINEによる受付も実施するなど、相談・受付体制を強化 ○運用開始 R5.10月(予定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>拡充内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談 #7350</td> <td>平日9~17時</td> <td>平日 9~21時 土日祝 9~17時</td> </tr> <tr> <td>相談方法</td> <td>電話 メール・FAX</td> <td>LINE相談を追加</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>保育相談専門員のみが対応</td> <td>現行対応に加え、必要に応じ法的案件は県から弁護士へ相談</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行	拡充内容	電話相談 #7350	平日9~17時	平日 9~21時 土日祝 9~17時	相談方法	電話 メール・FAX	LINE相談を追加	その他	保育相談専門員のみが対応	現行対応に加え、必要に応じ法的案件は県から弁護士へ相談	5,000															
区分	現行	拡充内容																											
電話相談 #7350	平日9~17時	平日 9~21時 土日祝 9~17時																											
相談方法	電話 メール・FAX	LINE相談を追加																											
その他	保育相談専門員のみが対応	現行対応に加え、必要に応じ法的案件は県から弁護士へ相談																											
③ 児童養護施設の子どもの夢はぐくみ応援事業	<p>夢に向かって取り組めるよう、小さな頃から多様な出会いの中で夢をはぐくむ機会を創出</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>夢ふれあい交流事業 (大学生モデルを知る)</th> <th>夢かたりあい交流事業 (目標を具体的に描く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>日常生活から離れた環境で大学生と自然体験や対話を行うプログラムを実施し、将来の進路選択の視野を広げる機会とする。</td> <td>県内大学生を施設に派遣し、大学生活や就職活動、勉強の意義などを語り合い、具体的な進路選択を考える機会とする。</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>ハチ高原(養父市)</td> <td>児童養護施設、大学のキャンパス等</td> </tr> <tr> <td>日程</td> <td>10月7日(土)~9日(祝)2泊3日</td> <td>10月~3月</td> </tr> <tr> <td>入所児童</td> <td>20名程度(主に小5~中1)</td> <td>主に中2~高2</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>10名程度(民間事業者と施設が選定)</td> <td>施設の先輩や交流のある大学生等</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>民間事業者に委託</td> <td>児童養護施設に補助</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>事前オリエンテーション、キャンプ等</td> <td>1か所50千円を上限に補助(33か所)</td> </tr> <tr> <td>所要額</td> <td>1,000千円</td> <td>2,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	夢ふれあい交流事業 (大学生モデルを知る)	夢かたりあい交流事業 (目標を具体的に描く)	内容	日常生活から離れた環境で大学生と自然体験や対話を行うプログラムを実施し、将来の進路選択の視野を広げる機会とする。	県内大学生を施設に派遣し、大学生活や就職活動、勉強の意義などを語り合い、具体的な進路選択を考える機会とする。	場所	ハチ高原(養父市)	児童養護施設、大学のキャンパス等	日程	10月7日(土)~9日(祝)2泊3日	10月~3月	入所児童	20名程度(主に小5~中1)	主に中2~高2	大学生	10名程度(民間事業者と施設が選定)	施設の先輩や交流のある大学生等	実施方法	民間事業者に委託	児童養護施設に補助	実施内容	事前オリエンテーション、キャンプ等	1か所50千円を上限に補助(33か所)	所要額	1,000千円	2,000千円	3,000
区分	夢ふれあい交流事業 (大学生モデルを知る)	夢かたりあい交流事業 (目標を具体的に描く)																											
内容	日常生活から離れた環境で大学生と自然体験や対話を行うプログラムを実施し、将来の進路選択の視野を広げる機会とする。	県内大学生を施設に派遣し、大学生活や就職活動、勉強の意義などを語り合い、具体的な進路選択を考える機会とする。																											
場所	ハチ高原(養父市)	児童養護施設、大学のキャンパス等																											
日程	10月7日(土)~9日(祝)2泊3日	10月~3月																											
入所児童	20名程度(主に小5~中1)	主に中2~高2																											
大学生	10名程度(民間事業者と施設が選定)	施設の先輩や交流のある大学生等																											
実施方法	民間事業者に委託	児童養護施設に補助																											
実施内容	事前オリエンテーション、キャンプ等	1か所50千円を上限に補助(33か所)																											
所要額	1,000千円	2,000千円																											

(参考資料) 兵庫県 令和5年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額																		
(2) withコロナ社会の健康づくり	<p>新型コロナウイルスへの感染の不安から受診率が低下しているがん検診や、HPV、インフルエンザ等の定期接種、さらには定期接種化が検討されている带状疱疹ワクチンの効果等について、積極的な広報を展開</p> <p>○実施内容 SNS上におけるWEB広告、ポスターを作成・掲示</p> <p>(参考) がん検診・ワクチン接種の主な対象者</p> <table border="1" data-bbox="550 387 1112 622"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">がん検診</td> <td>胃・肺・大腸・乳</td> <td>40歳or50歳～</td> </tr> <tr> <td>子宮頸</td> <td>20歳～</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ワクチン接種</td> <td>(A類疾病) 集団予防が重点 麻疹・風しん</td> <td>1歳、5～6歳相当</td> </tr> <tr> <td>(B類疾病) 個人予防が重点 HPV(ヒトパピローマウイルス)</td> <td>12～16歳相当</td> </tr> <tr> <td>任意接種 インフルエンザ</td> <td>65歳～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>任意接種 带状疱疹</td> <td>50歳～</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		対象者	がん検診	胃・肺・大腸・乳	40歳or50歳～	子宮頸	20歳～	ワクチン接種	(A類疾病) 集団予防が重点 麻疹・風しん	1歳、5～6歳相当	(B類疾病) 個人予防が重点 HPV(ヒトパピローマウイルス)	12～16歳相当	任意接種 インフルエンザ	65歳～		任意接種 带状疱疹	50歳～	8,000
区 分		対象者																		
がん検診	胃・肺・大腸・乳	40歳or50歳～																		
	子宮頸	20歳～																		
ワクチン接種	(A類疾病) 集団予防が重点 麻疹・風しん	1歳、5～6歳相当																		
	(B類疾病) 個人予防が重点 HPV(ヒトパピローマウイルス)	12～16歳相当																		
	任意接種 インフルエンザ	65歳～																		
	任意接種 带状疱疹	50歳～																		
(3) 安全で豊かな生活の確保	<p>令和5年4月から、道路交通法の改正により全年代のヘルメット着用が努力義務化されたなかで、本県の着用率が低迷している状況を踏まえ、購入支援を実施</p> <p>○給付対象 ①高齢者(65歳以上) ②子育て世帯(親と18歳までの子) ③大学生等</p> <p>○給付上限 4千円/人</p> <p>○申請開始 12月初旬</p> <p>○申請方法 オンライン ※オンライン上での操作に不慣れな方にも申請いただけるよう、市町等と連携しながら、入力サポートを実施</p> <p>○給付方法 キャッシュレスポイントの付与又はQUOカードの送付</p> <hr/> <p>① 自転車ヘルメットの着用促進に向けた支援</p> <p>県民の一層のスポーツ機会の充実と生活の質的向上を推進するため、プロスポーツクラブと連携した地域活性化プロジェクトを実施</p> <p>○事業内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものプロスポーツ試合観戦招待 ・選手、スタッフによる子ども向けスポーツ教室の開催 ・スポーツ関連イベントの開催 など <p>※プロスポーツ試合前のジュニア等による前座試合など</p> <p>○実施手法 県内プロスポーツクラブへの委託</p> <p>〔包括連携協定に基づく連携・協働クラブ〕 〔地域活性化の協力事業として実施〕</p> <hr/> <p>② プロスポーツクラブと連携した地域活性化プロジェクト</p> <p>プロスポーツクラブと連携した地域活性化プロジェクトに対する寄附金を積立</p> <p>③ ふるさとひょうご寄附基金積立金</p> <p>子どもの魚嫌いを1つの要因として魚離れが進む中、福島第1原発の処理水海洋放出をきっかけに、魚の買い控えにより、更なる魚離れが懸念されることから、広く県産水産物の消費を喚起する各種キャンペーンを実施</p> <p>○「ひょうごの魚」学校給食応援事業(66,250千円) 兵庫県で水揚げされるマグイ、ハマなどを県内小中学校の給食で提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 令和5年11月～令和6年2月頃 ・事業内容 食材費の支援(100円/食×65万食) <p>○「ひょうごの魚」対面販売強化事業(3,250千円) 県産水産物の消費の拡大を図るため、量販店等で調理実演や普及資料の配布等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 令和5年11月～令和6年2月頃 ・実施場所 百貨店、大手スーパー等 <p>○「ひょうごの魚×福島の魚」コラボフェアの開催(500千円) 飲食店で両県の旬の魚を食べ比べのほか、福島県の魚の安全性PRと郷土料理を楽しむ企画を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 令和5年11月(予定) <p>④ 美味しい県産水産物 消費喚起キャンペーンの実施</p>	992,000																		
		785,000																		
		60,000 (基金繰入金)																		
		60,000 (寄附金)																		
		70,000																		

(参考資料) 兵庫県 令和5年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額																																										
⑤ 生徒への安定的な食事提供に向けた取組	<p>原材料費等高騰の影響により、学校の食堂運営事業者の経営が困難となり、生徒への食事提供が停止される事例が発生したことを踏まえ、生徒に対して安定的に食事等を提供するため、食堂運営事業者等を応援する取組を実施</p> <p>○学校食堂魅力アップ応援事業 (17,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 食堂運営事業者による生徒ファーストの魅力的なメニュー開発を支援 ・対象校 学食を設置する県下全ての高等学校等 162校 (県立学校106校、私立学校等56校) ・支援内容 10万円/校 ・対象経費 材料費、光熱水費、人件費等 <p>○県立高校における自販機の設置使用料の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 食堂運営事業者が設置する自販機の設置使用料を免除 ・現行の設置状況 (食堂運営事業者設置分) <p>対象校数 (県立) : 105校、設置台数: 402台 使用料の減免 : 260万円程度 (R5.10~3月分)</p>	17,000																																										
(4) 社会基盤の充実・強化		2,041,000																																										
① 公共事業内示増への対応	<p>公共事業の国内示増に対応し、経済活動等を支える高規格道路の整備や施設機能を確保する老朽化対策を推進</p> <p>○公共事業 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="523 797 1374 1048"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業費 (県負担額)</th> <th>主な箇所</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通常</td> <td>道路</td> <td>1,499,000</td> <td>加古川小野線東播磨道 (加古川市~小野市)</td> <td>橋梁上下部工、道路改良工</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>38,000</td> <td>明石公園 (明石市)</td> <td>運動施設改修等</td> </tr> <tr> <td>区画</td> <td>136,000</td> <td>英賀保駅周辺地区</td> <td>JR立体交差</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,673,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○国直轄事業 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="523 1093 1374 1339"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業費 (県負担額)</th> <th>主な箇所</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通常</td> <td>道路</td> <td>216,000</td> <td>国道28号洲本バイパス</td> <td>道路改良工</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>100,000</td> <td>六甲山系</td> <td>砂防堰堤等</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>52,000</td> <td>姫路港</td> <td>臨港道路整備等</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>368,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業費 (県負担額)	主な箇所	事業内容	通常	道路	1,499,000	加古川小野線東播磨道 (加古川市~小野市)	橋梁上下部工、道路改良工	公園	38,000	明石公園 (明石市)	運動施設改修等	区画	136,000	英賀保駅周辺地区	JR立体交差	計	1,673,000			区分	事業費 (県負担額)	主な箇所	事業内容	通常	道路	216,000	国道28号洲本バイパス	道路改良工	砂防	100,000	六甲山系	砂防堰堤等	港湾	52,000	姫路港	臨港道路整備等	計	368,000			2,041,000 (一部国庫)
区分	事業費 (県負担額)	主な箇所	事業内容																																									
通常	道路	1,499,000	加古川小野線東播磨道 (加古川市~小野市)	橋梁上下部工、道路改良工																																								
	公園	38,000	明石公園 (明石市)	運動施設改修等																																								
	区画	136,000	英賀保駅周辺地区	JR立体交差																																								
計	1,673,000																																											
区分	事業費 (県負担額)	主な箇所	事業内容																																									
通常	道路	216,000	国道28号洲本バイパス	道路改良工																																								
	砂防	100,000	六甲山系	砂防堰堤等																																								
	港湾	52,000	姫路港	臨港道路整備等																																								
計	368,000																																											

(参考資料) 兵庫県 令和5年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額								
4 本庁舎の再編		470,000								
(1) 庁舎の改修・撤去		447,000								
① 本庁舎再編	<p><本庁舎等の解体撤去> ○対象施設 1号館、2号館、議場棟、別館、西館 ○R5実施内容 解体設計</p> <p><既存県施設のオープンオフィス化等の改修> ○対象施設 3号館、生田庁舎、公館、職員会館 ○実施内容 オープンオフィス化、展示室や和室等から事務室への転用改修の設計</p>	251,000 (一部国庫)								
② 既存県施設の老朽化対策	<p>従前から予定していた既存県施設の老朽化対策工事の設計を実施 ○対象施設 3号館、生田庁舎、公館、職員会館 ○実施内容 屋上防水、外壁補修、電気設備・空調設備・配水管更新等の設計</p>	196,000								
(2) 周辺環境の整備		23,000								
① 県民会館の耐震診断の実施	<p>築後54年が経過し老朽化の進む県民会館についても詳細な耐震診断を実施 ○実施内容 時刻歴応答解析の実施 ○調査結果 R6.9月頃判明見込み ○県民会館の概要</p> <table border="1" data-bbox="555 853 1214 1055"> <tr> <td>設置年月</td> <td>S43.7 (築後54年経過) →直近の大規模改修はH8</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>3,741.3㎡</td> </tr> <tr> <td>建物概要</td> <td>地上14階、地下3階</td> </tr> <tr> <td>入居団体</td> <td>事務所使用14団体、倉庫のみ6団体</td> </tr> </table>	設置年月	S43.7 (築後54年経過) →直近の大規模改修はH8	敷地面積	3,741.3㎡	建物概要	地上14階、地下3階	入居団体	事務所使用14団体、倉庫のみ6団体	20,000 (一部国庫)
設置年月	S43.7 (築後54年経過) →直近の大規模改修はH8									
敷地面積	3,741.3㎡									
建物概要	地上14階、地下3階									
入居団体	事務所使用14団体、倉庫のみ6団体									
② 生田警察署建替整備事業	<p>生田警察署の現地建替に向け、必要となる敷地測量を実施 ○実施内容 ・現用地の敷地測量 ・仮設庁舎用地 (県庁南駐車場) 及び警察本部庁舎の敷地測量</p>	3,000								
合 計		9,044,000								

令和 5 年 9 月（定例）

第 364 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 1）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和5年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	5
2. 一 般 会 計 (第77号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3. 特 別 会 計 (第78号～第80号議案)	9
4. 部局別予算提案額の内訳	
ア 総 務	13
イ 財 務	14
ウ 県 民 生 活	15
エ 危 機 管 理	16
オ 福 祉	17
カ 保 健 医 療	18
キ 農 林 水 産	19
ク 土 木	21
ケ ま ち づ くり	22
コ 教 育 委 員 会	23
サ 警 察	24

令和5年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同 期対 比
一 般 会 計	歳 入	2,376,123,000	9,043,000	2,385,166,000	96.9
	歳 出	2,376,123,000	9,043,000	2,385,166,000	96.9
	差 引	0	0	0	—
特 別 会 計	歳 入	1,606,258,517	1,000	1,606,259,517	100.7
	歳 出	1,606,258,517	1,000	1,606,259,517	100.7
	差 引	0	0	0	—
計	歳 入	3,982,381,517	9,044,000	3,991,425,517	98.4
	歳 出	3,982,381,517	9,044,000	3,991,425,517	98.4
	差 引	0	0	0	—
公 営 企 業 会 計	歳 入	295,525,800	0	295,525,800	116.1
	歳 出	312,247,883	0	312,247,883	115.4
	差 引	△ 16,722,083	0	△ 16,722,083	—
合 計	歳 入	4,277,907,317	9,044,000	4,286,951,317	99.4
	歳 出	4,294,629,400	9,044,000	4,303,673,400	99.5
	差 引	△ 16,722,083	0	△ 16,722,083	—

2 一般会計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	65,637,846	453,000	109,000	0	283,700	60,300	66,090,846	103.7
企 画	7,682,785	0	0	0	0	0	7,682,785	82.3
財 務	468,309,446	60,000	0	60,000	0	0	468,369,446	100.5
県 民 生 活	6,076,827	865,000	791,600	60,000	0	13,400	6,941,827	117.2
危 機 管 理	10,119,135	13,000	6,500	6,500	0	0	10,132,135	86.6
福 祉	369,175,081	79,000	0	3,000	1,300	74,700	369,254,081	100.1
保 健 医 療	123,690,792	8,000	8,000	0	0	0	123,698,792	70.9
産 業 労 働	642,568,837	0	0	0	0	0	642,568,837	96.1
農 林 水 産	80,619,578	1,225,000	622,000	0	569,000	34,000	81,844,578	97.5
環 境	4,613,472	0	0	0	0	0	4,613,472	97.3
土 木	127,034,009	6,152,000	2,879,300	21,500	3,118,900	132,300	133,186,009	105.0
まちづくり	14,593,811	174,000	90,600	29,700	48,200	5,500	14,767,811	95.3
教育委員会	315,722,708	11,000	11,000	0	0	0	315,733,708	98.2
警 察	136,477,917	3,000	0	0	0	3,000	136,480,917	99.7
行政委員会等	3,800,756	0	0	0	0	0	3,800,756	94.8
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,376,123,000	9,043,000	4,518,000	180,700	4,021,100	323,200	2,385,166,000	96.9

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,855,521,954	1,098,000	924,500	129,500	1,300	42,700	1,856,619,954	95.8
(1) 人件費	433,174,759	0	0	0	0	0	433,174,759	95.8
職員給等	417,768,759	0	0	0	0	0	417,768,759	100.0
退職手当	15,406,000	0	0	0	0	0	15,406,000	44.8
(2) 物件費	11,744,783	406,300	334,700	60,000	0	11,600	12,151,083	84.9
(3) その他	1,410,602,412	691,700	589,800	69,500	1,300	31,100	1,411,294,112	95.9
II 投資的経費	183,056,391	7,944,000	3,593,500	51,200	4,019,800	279,500	191,000,391	105.5
(1) 普通建設事業費	173,051,347	2,815,000	1,062,700	51,200	1,421,600	279,500	175,866,347	102.9
(1) (イ) 補助事業	93,558,000	2,138,000	1,062,700	51,200	909,800	114,300	95,696,000	106.3
(ロ) 単独事業	69,051,347	309,000	0	0	180,700	128,300	69,360,347	98.6
(ハ) 国直轄負担金	10,442,000	368,000	0	0	331,100	36,900	10,810,000	102.9
(2) 災害復旧事業費	10,005,044	5,129,000	2,530,800	0	2,598,200	0	15,134,044	147.9
(イ) 補助事業	10,005,044	3,642,000	2,530,800	0	1,111,200	0	13,647,044	133.3
(ロ) 単独事業	0	1,487,000	0	0	1,487,000	0	1,487,000	皆増
(ハ) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	266,494,262	0	0	0	0	0	266,494,262	99.3
IV 繰出金	71,050,393	1,000	0	0	0	1,000	71,051,393	94.0
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,376,123,000	9,043,000	4,518,000	180,700	4,021,100	323,200	2,385,166,000	96.9

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期対 比
県 税	808,200,000	0	808,200,000	103.8
(1) 普 通 税	808,165,000	0	808,165,000	103.8
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	100.0
地 方 譲 与 税	100,233,000	0	100,233,000	100.9
(1) 特別法人事業譲与税	95,500,000	0	95,500,000	100.8
(2) 地方揮発油譲与税	3,525,000	0	3,525,000	100.9
(3) 石油ガス譲与税	128,000	0	128,000	116.4
(4) 自動車重量譲与税	642,000	0	642,000	99.7
(4) 森林環境譲与税	188,000	0	188,000	100.0
(6) 航空機燃料譲与税	250,000	0	250,000	103.3
地 方 特 例 交 付 金	3,101,000	0	3,101,000	94.9
地 方 交 付 税	342,900,000	323,200	343,223,200	99.8
(1) 普 通 交 付 税	338,800,000	290,200	339,090,200	100.7
(2) 特 別 交 付 税	4,100,000	33,000	4,133,000	55.9
臨 時 財 政 対 策 債	26,400,000	0	26,400,000	57.9
調 整 債	7,872,000	0	7,872,000	97.4
交通安全対策特別交付金	1,386,000	0	1,386,000	94.3
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一般財源)	1,290,093,000	323,200	1,290,416,200	100.8
分 担 金 及 び 負 担 金	4,047,878	51,200	4,099,078	89.2
使 用 料 及 び 手 数 料	19,881,556	0	19,881,556	96.0
国 庫 支 出 金	257,809,802	4,518,000	262,327,802	79.9
財 産 収 入	2,168,764	0	2,168,764	97.0
寄 附 金	309,547	60,000	369,547	147.8
繰 入 金	47,007,196	69,500	47,076,696	100.0
諸 収 入	656,946,557	0	656,946,557	96.5
県 債	97,858,700	4,021,100	101,879,800	104.2
合 計	2,376,123,000	9,043,000	2,385,166,000	96.9

3 特 別 会 計

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳					計	前年同期対 比
			国庫支出金	一般会計等 から繰入	特定財源	起 債	繰 越 金		
県有環境林等	7,427,928	0	0	0	0	0	0	7,427,928	101.9
港湾整備事業	3,466,417	0	0	0	0	0	0	3,466,417	63.5
公共事業用地 先行取得事業	3,000,000	0	0	0	0	0	0	3,000,000	99.3
県営住宅事業	28,225,017	0	0	0	0	0	0	28,225,017	91.0
勤労者総合福祉 施設整備事業	1,808,097	0	0	0	0	0	0	1,808,097	85.2
庁用自動車管理	172,225	0	0	0	0	0	0	172,225	92.1
公 債 費	508,588,547	0	0	0	0	0	0	508,588,547	92.8
自治振興助成事業	1,631,709	0	0	0	0	0	0	1,631,709	121.2
母子父子寡婦 福祉資金	320,724	0	0	0	0	0	0	320,724	100.4
小規模企業者等 振興資金	5,689,594	0	0	0	0	0	0	5,689,594	194.5
農林水産資金	973,809	1,000	0	1,000	0	0	0	974,809	66.0
地方消費税清算	556,757,000	0	0	0	0	0	0	556,757,000	112.8
国民健康保険事業	488,197,450	0	0	0	0	0	0	488,197,450	99.3
合 計	1,606,258,517	1,000	0	1,000	0	0	0	1,606,259,517	100.7

4 部局別予算提案額の内訳

(総務部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
職員福利厚生 施設維持管理費	107,525	45,000	0	0	33,700	11,300	1 職員会館老化対策事業費 40,000 2 本庁舎再編事業費（職員会館改修） 5,000
本庁舎等 維持修繕費	613,869	196,000	0	0	147,000	49,000	1 本庁舎老化対策事業費 156,000 2 本庁舎再編事業費（3号館等改修） 40,000
元町周辺再整備 事業費	60,382	206,000	103,000	0	103,000	0	本庁舎再編事業費（1、2号館等解体撤去） 206,000
兵庫県 公立大学法人 運営費交付金	9,170,037	100	100	0	0	0	県立大学附属学校食堂魅力アップ応援 事業費補助 100
私立学校助成費	33,878,383	5,900	5,900	0	0	0	私立学校食堂魅力アップ応援事業費補助 5,900

(財 務 部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
ふ る さ と ひ よ う ご 寄 附 基 金 積 立 金	309,242	60,000	0	60,000	0	0	ふるさとひょうご寄附基金積立金 60,000

(県民生活部)

(単位：千円)

事項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財源内訳				概要
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
芸術文化振興費	419,954	20,000	6,600	0	0	13,400	県民会館耐震診断事業費 20,000
交通安全 対策推進費	15,679	785,000	785,000	0	0	0	自転車ヘルメット着用促進支援事業費 785,000
スポーツ 推進費	460,547	60,000	0	60,000	0	0	プロスポーツクラブと連携した地域活性化 プロジェクト事業費 60,000

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要	
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源		
災 害 救 助 費	88,600	13,000	6,500	6,500	0	0	災害救助費	13,000

(福 祉 部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
こども家庭 センター 運営費	2,829,181	66,000	0	0	0	66,000	県警との児童虐待情報リアルタイム共有システム 構築事業費 66,000
保育対策費	36,357,750	5,000	0	0	0	5,000	認定こども園・保育所等ホットライン 運営事業費 5,000
児童福祉措置費	7,528,691	3,000	0	0	0	3,000	児童養護施設夢はぐくみ応援事業費 3,000
災害援護費	8,250	5,000	0	3,000	1,300	700	1 災害援護費 3,000 2 災害援護資金貸付制度実施費 2,000

(保健医療部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
がん対策等推進費	773,169	8,000	8,000	0	0	0	がん検診受診・ワクチン接種促進事業費 8,000

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要										
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源											
公 共 事 業 費	19,617,877	209,000	116,200	0	92,800	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計							
							農 業 農 村	11,045,179	0	11,045,179							
							造 林	1,541,000	0	1,541,000							
							林 道	618,698	0	618,698							
							治 山	3,794,000	70,000	3,864,000							
							漁 港	1,569,000	139,000	1,708,000							
							漁場整備開発	887,000	0	887,000							
							経営構造対策	55,000	0	55,000							
							林業構造改善	2,000	0	2,000							
							漁業構造改善	106,000	0	106,000							
							合計	19,617,877	209,000	19,826,877							
							※県費随伴補助を含む										
							災 害 復 旧 事 業 費	4,005,044	874,000	397,800	0	476,200	0	1 公共農林水産施設災害復旧費			
														区 分	現計予算額	今回提案額	計
農地災害復旧 事業助成費	3,825,044	168,000	3,993,044														
海岸及び地す べり防止施設 災害復旧事業	0	12,000	12,000														
災害林道復旧 事業助成費	60,000	151,000	211,000														
森林基幹道災 害復旧事業費	80,000	80,000	160,000														
治山施設災害 復旧事業費	10,000	0	10,000														
県営漁港災害 復旧事業費	30,000	32,000	62,000														
合計	4,005,044	443,000	4,448,044														
2 県単独農林水産施設災害復旧費																	
(1) 治山施設災害復旧事業費 430,000																	
(2) 県営漁港災害復旧事業費 1,000																	
家畜衛生対策費	140,124	71,000	38,000	0	0	33,000	豚熱まん延防止・発生子防対策事業費		71,000								

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
水 産 業 振 興 対 策 費	100,275	70,000	70,000	0	0	0	県産水産物消費喚起キャンペーン事業費 70,000
〔農林水産資金〕 〔特別会計〕 美しい村づくり 資 金 等 利 子 補 給 費	37,493	500	0	(繰入金) 500	0	0	美しい村づくり資金利子補給費 500
畜 産 特 別 資 金 利 子 補 給 費	1,567	500	0	(繰入金) 500	0	0	畜産特別資金利子補給費 500

(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
公 共 事 業 費	60,353,000	1,529,000	746,300	21,500	665,800	95,400	区 分 現計予算額 今回提案額 計			
							道路・街路	36,972,000	1,499,000	38,471,000
							河川・ダム	11,004,000	0	11,004,000
							砂 防	7,839,000	0	7,839,000
							海岸・港湾	4,538,000	30,000	4,568,000
							計	60,353,000	1,529,000	61,882,000
国直轄事業負担金	9,694,000	368,000	0	0	331,100	36,900	区 分 現計予算額 今回提案額 計			
							道 路	5,716,000	216,000	5,932,000
							河 川	2,335,000	0	2,335,000
							砂 防	1,161,000	100,000	1,261,000
							海岸・港湾	482,000	52,000	534,000
							計	9,694,000	368,000	10,062,000
災害復旧事業費	5,900,000	4,255,000	2,133,000	0	2,122,000	0	公共土木施設災害復旧事業費			
							区 分 現計予算額 今回提案額 計			
							現 年 災	5,900,000	3,199,000	9,099,000
							県単独立土木施設災害復旧費			
							区 分 現計予算額 今回提案額 計			
							県 単 独 災 害 復 旧	0	1,056,000	1,056,000

(まちづくり部)

(単位：千円)

事 項	令和 5 年度 現 計 予 算 額	今 回 提 案 額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	区 分	現計予算額	今回提案額	計
公 共 事 業 費	2,307,000	174,000	90,600	29,700	48,200	5,500				
							区 分	現計予算額	今回提案額	計
							公 園	1,392,000	38,000	1,430,000
							土地区画整理	915,000	136,000	1,051,000
							計	2,307,000	174,000	2,481,000
〔 県 営 住 宅 事 業 〕 〔 特 別 会 計 〕										
県 営 住 宅 団 地 環 境 改 善 事 業 費	2,995,240	0	0	0	0	0	高層住宅耐震等改修事業費等 [債務負担行為額 557,474]			0
〔 勤 労 者 総 合 〕 〔 福 祉 施 設 整 備 〕 〔 事 業 特 別 会 計 〕										
淡 路 夢 舞 台 温 室 ・ 野 外 劇 場 運 営 費	267,061	0	0	0	0	0	淡路夢舞台温室・野外劇場運営費 [債務負担行為額 1,902,118]			0

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
高 等 学 校 維 持 管 理 費	3,299,752	11,000	11,000	0	0	0	県立学校食堂魅力アップ応援事業費 補助 11,000

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
警察施設整備費	428,259	3,000	0	0	0	3,000	生田警察署建替整備事業費 3,000

令和 5 年 9 月 (定 例)

第364回兵庫県議会提出議案関係資料 (その2)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

I 条例及びその他案件関係	3
健康福祉関係	4
農政環境関係	5
建設関係	10
文教関係	24
警察関係	26
II 令和4年度兵庫県歳入歳出決算関係	27
III 令和4年度兵庫県公営企業会計決算関係	29

I 条例及びその他案件関係

第81号議案 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

旅館業法等の一部改正により、旅館業等の事業を譲り受けた者は、新たな営業許可の取得等を行うことなく営業者の地位を承継するものとされることに伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継手続及び許可証等の書換え交付に係る手数料を定める等、関係条例について所要の整備を行う。

第2 制定の概要

1 旅館業法施行条例の一部改正

旅館業法の引用条文を改める（第1条、第8条及び第10条関係）。

2 興行場法施行条例の一部改正

- (1) 興行場営業の許可の申請書を提出する場合において、当該申請に係る営業が興行場営業を営む者から譲り受けたものであるときに記載事項及び添付書類の一部を省略することができる旨の規定を削除する（第2条関係）。
- (2) 興行場営業を譲り受けた者が興行場営業者の地位の承継の届出をする場合において、届出書に記載すべき事項及びその添付書類を定める（第5条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（第2条及び第6条から第11条まで関係）。

3 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

次に掲げる事務に係る手数料を新たに定める（別表第4関係）。

- (1) 食品衛生法に基づく営業の許可に係る許可証の書換え交付
- (2) 理容所又は美容所の検査確認証の書換え交付
- (3) 旅館業の譲渡による営業者の地位の承継の承認申請に対する審査
- (4) クリーニング所の検査確認証の書換え交付
- (5) 食鳥処理の事業の許可に係る許可証の書換え交付
- (6) 小規模食鳥処理業者に係る確認規程の認定に係る認定証の書換え交付

第3 施行期日

旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日

農 政 環 境 関 係

第85号議案 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定

国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業は市町が受益するものであるので、当該管理事業に要する経費のうち令和5年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東条川土地改良事業	三木市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	小野市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	加東市	〃
国営加古川西部土地改良事業	姫路市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	西脇市	〃
	小野市	〃
	加西市	〃
	加東市	〃
	多可町	〃
国営東播用水土地改良事業	神戸市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	

第86号議案 国営土地改良事業についての市町負担額の決定

国営土地改良事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和5年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東播用水二期土地改良事業	神戸市	事業費に100分の5.62を乗じて得た償還額と償還利子分の償還額を加えた額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

第87号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う基幹水利施設ストックマネジメント事業、経営体育成基盤整備事業等は市町が受益するものであるため、当該建設事業に要する経費のうち令和5年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
基幹水利施設ストックマネジメント事業	姫路市	工事費に100分の19を乗じて得た額
	三木市	工事費に100分の21を乗じて得た額
	小野市	〃
	南あわじ市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃
	稲美町	〃
経営体育成基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	たつの市	〃
	太子町	〃
	新温泉町	〃
	加古川市	工事費に100分の11.25を乗じて得た額
	福崎町	〃
	南あわじ市	{ 農業競争力強化基盤整備事業の工事費に 100分の12.5を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額 農地整備事業の工事費に100分の10を乗じて得た額
市川町	{ 農業競争力強化基盤整備事業の工事費に 100分の12を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額	
かんがい排水事業	丹波市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	丹波篠山市	工事費に100分の15を乗じて得た額
	豊岡市	工事費に100分の17.5を乗じて得た額
	養父市	{ 水利施設等保全高度化事業の工事費に 100分の12を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の工事費に 100分の15を乗じて得た額
	三田市	{ 農業水路等長寿命化・防災減災事業の一般地域の 工事費に100分の19を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の6法指定地域 等の工事費に100分の15を乗じて得た額

ため池等整備事業	姫路市	工事費に100分の11を乗じて得た額
	相生市	〃
	赤穂市	〃
	西脇市	〃
	高砂市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	宍粟市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	多可町	〃
	稲美町	〃
	市川町	〃
	福崎町	〃
	上郡町	〃
	佐用町	〃
	新温泉町	〃
	加古川市	工事費に100分の16を乗じて得た額
	神戸市	{ 小規模地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の16を乗じて得た額 大規模地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額
	三木市	〃
加西市	〃	
太子町	〃	
明石市	{ 受益面積40ha以上の地区のため池整備（旧豪雨対策型）の工事費に100分の11を乗じて得た額 小規模地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の16を乗じて得た額	
丹波篠山市	{ 受益面積40ha以上の中山間地区のため池整備（旧豪雨対策型）の工事費に100分の6を乗じて得た額 小規模中山間地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額	
加東市	{ 小規模中山間地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額 一般整備型事業の工事費に100分の14を乗じて得た額	
洲本市	{ 受益面積40ha以上の中山間地区のため池整備（旧豪雨対策型）の工事費に100分の6を乗じて得た額 小規模中山間地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額 一般整備型事業の工事費に100分の14を乗じて得た額	
広域営農団地農道整備事業	洲本市	工事費に100分の15を乗じて得た額
	豊岡市	〃
	南あわじ市	〃

農業用河川工作物応急対策事業	姫路市 赤穂市 福崎町	工事費に100分の8を乗じて得た額 " "
土地改良施設耐震対策事業	豊岡市 神戸市 明石市 加古川市 三木市 稲美町	工事費に100分の8を乗じて得た額 工事費に100分の18を乗じて得た額 " " " "
湛水防除事業	赤穂市 豊岡市	工事費に100分の8を乗じて得た額 中山間地域の基幹部分の工事費に 100分の8を乗じて得た額 中山間地域のその他の工事費に 100分の13を乗じて得た額
特定農業用管水路等特別対策事業	洲本市 丹波篠山市 南あわじ市	工事費に100分の10を乗じて得た額 " "
森林基幹道整備事業	養父市 朝来市 神河町	工事費に100分の10を乗じて得た額 " "
水産流通基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の5を乗じて得た額
水産生産基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の0.5を乗じて得た額
県単独漁港改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額

第82号議案 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 県は、都市計画法に基づき制定した風致地区内における建築等の規制に関する条例により、風致地区内における建築物等の建築等の行為について、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下「政令」という。）の基準に従い、都市の風致を維持するため必要な規制を行っている。
- (2) 政令の一部改正により、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置に係る行為が風致地区内において知事の許可を要する行為に位置付けられたこと等に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 風致地区内における建築物等の建築等の規制に関し、風致地区内において知事の許可を要する行為に、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置に係る行為を追加する（別表第3関係）。
- (2) その他規定の整備を行う（別表第2及び別表第3関係）。

3 施行期日

公布の日

第84号議案 兵庫県水道用水供給条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県水道用水供給事業の給水料金は、4年ごとに料金算定期間の収支の見込みに基づいて見直しを行うこととしており、現行の給水料金に係る料金算定期間が今年度で終了することから、令和6年度から令和9年度までの収支の見込みに基づき、給水料金の見直しを行う。

2 制定の概要

給水料金を次のとおり改定する。

区 分	現行	改正案
基本料金	(計画給水量×3,200円/m ³ + 1日最大受水量×14,800円/m ³) ×1.1	(計画給水量×2,800円/m ³ + 1日最大受水量×12,400円/m ³) ×1.1
使用料金	年間使用水量×48円/m ³ ×1.1	年間使用水量×57円/m ³ ×1.1

2 施行期日

令和6年4月1日

(参考)

区 分		算出式	現行料金 (使用水量換算)	次期料金 (使用水量換算)
基本 料 金	基本料金① (計画水量割)	$\frac{\text{固定費(ダム等水源分)}}{\text{計画給水量}}$	14 円/m ³	12 円/m ³
	基本料金② (申込水量割)	$\frac{\text{固定費(浄水場等水源以外)}}{\text{申込水量}}$	58 円/m ³	49 円/m ³
使用料金 (使用水量割)		$\frac{\text{変動費(動力費、薬品費等)}}{\text{使用水量}}$	48 円/m ³	57 円/m ³
平均供給単価		$\frac{\text{(固定費+変動費)}}{\text{使用水量}}$	120 円/m ³	118 円/m ³

第87号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う急傾斜地崩壊対策事業、街路事業等は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和5年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (一般分)	神戸市	工事費に10分の2を乗じて得た額
	姫路市	〃
	西宮市	〃
	芦屋市	〃
	豊岡市	〃
	丹波篠山市	〃
	丹波市	〃
	たつの市	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (公共施設関連分)	佐用町	〃
	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	西宮市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	宝塚市	〃
	川西市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	宍粟市	〃
佐用町	〃	
新温泉町	〃	
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面一般分)	洲本市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	宝塚市	〃
	三田市	〃
	丹波篠山市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	宍粟市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	佐用町	〃
香美町	〃	
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面公共施設関連分)	神戸市	工事費に100分の5を乗じて得た額
	姫路市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	丹波篠山市	〃

	養父市 丹波市 朝来市 宍粟市 たつの市 猪名川町 市川町 神河町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	工事費に100分の5を乗じて得た額 " " " " " " " " " " "
県単独急傾斜地崩壊対策事業	神戸市 姫路市 西宮市 芦屋市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 宍粟市 たつの市 多可町 神河町 太子町 佐用町 新温泉町	工事費に10分の1を乗じて得た額 "
県単独港湾改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額
公共事業街路事業 (重点配分対象事業)	姫路市 明石市 伊丹市 加古川市 西脇市 川西市 たつの市 新温泉町	事業費に10分の2.25を乗じて得た額 " " " " " " "
公共事業街路事業 (重点配分対象事業以外)	尼崎市 加古川市 宝塚市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 " "

公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分)	加古川市 高砂市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 〃
県単独街路事業	姫路市 尼崎市 明石市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 川西市 たつの市 新温泉町	事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
流域下水道事業建設改良 事業費 (公共事業流域下水道事 業)	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 稲美町 播磨町 太子町	{ 管渠、用地及びポンプ場等の事業費に4分の1を 乗じて得た額 } 処理施設等の事業費に6分の1を乗じて得た額 〃
流域下水道事業建設改良 事業費 (県単独流域下水道事 業)	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市	事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

	加西市 穴栗市 加東市 たつの市 猪名川町 稲美町 播磨町 太子町	事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
流域下水道事業建設改良 事業費 (流域下水汚泥処理事業)	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 三田市 穴栗市 たつの市 太子町	流域関連事業費から国庫補助金及び起債相当額を 控除した額に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

第88号議案 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定

国営明石海峡公園整備事業は神戸市が受益するものであるので、当該事業に要する経費のうち令和5年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり神戸市の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営明石海峡公園整備事業	神戸市	神戸地区における工事費の3分の1に相当する県負担額に2分の1を乗じて得た額

第94号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{そうさ}宗佐第5、第6、第7 高架橋上部工事請負契約の変更

第360回兵庫県議会において議決のあった、第104号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{そうさ}宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{そうさ}宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,479,500,000円	1,738,121,700円	258,621,700円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
134,500,000円	158,011,063円	23,511,063円

3 契約の相手方

神戸市中央区小野柄通三丁目2番22号

三井住友・オカモト特別共同企業体

(代表者)

三井住友建設株式会社神戸営業所

所長 ^{あおき}青木 ^{よしみち}良道

(構成員)

株式会社オカモト・コンストラクション・システム

代表取締役 ^{おかもと}岡本 ^{ゆきお}征夫

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第95号議案 都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第169号議案 都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

都市計画道路国道2号線加古川橋加古川橋上部工工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
2,857,800,000円	3,010,841,900円	153,041,900円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 259,800,000円	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 273,712,900円	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 13,912,900円

3 契約の相手方

大阪市浪速区難波中2丁目10番70号

高田^{たかだ}・三井住友鉄構^{にっきょう}・日橋 特別共同企業体

(代表者)

高田^{たかだきこう}機工株式会社

代表取締役 中村^{なかむら} 達郎^{たつろう}

(構成員)

- ・三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社西部営業部

部長 宇山^{うやま} 直秀^{なおひで}

- ・日本橋梁株式会社大阪営業所

所長 大山^{おおやま} 浩伸^{ひろのぶ}

4 変更の理由

「令和5年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和5年2月27日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第96号議案 県営尼崎西川住宅第2期建築工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第216号議案 県営尼崎西川住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営尼崎西川住宅第2期建築工事

2 契約金額

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
581,900,000円	602,129,000円	20,229,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
52,900,000円	54,739,000円	1,839,000円

3 契約の相手方

尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号

宮崎建設株式会社

代表取締役社長 宮崎 健一

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第97号議案 かみみなとがわこうそう 上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の変更

第356回兵庫県議会において議決のあった、第156号議案 上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事

2 契約金額

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,580,700,000円	2,158,127,400円	577,427,400円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
143,700,000円	196,193,400円	52,493,400円

3 契約の相手方

神戸市中央区磯辺通一丁目1番18号

むらもと よしずみとくべつきょうどうきぎょうたい
村本・吉住特別共同企業体

(代表者)

むらもとけんせつ
村本建設株式会社神戸営業所

所長 かたやま せいいち 片山 整一

(構成員)

よしずみこうむてん
株式会社吉住工務店

代表取締役 よしずみ まさき 吉住 正基

4 変更の理由

現地詳細調査の結果、建物の基礎部分の補強等が必要となったため、契約金額を増額する。

第98号議案 おおなるときょう 大鳴門橋 自転車道設置工事委託契約の締結

おおなるときょう
大鳴門橋 自転車道設置工事に係る委託契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

おおなるときょう
大鳴門橋 自転車道設置工事

2 契約金額

2,950,446,290円

3 契約の相手方

とくしまけんなるとしなるとちやうと きどまりうらあざおおげ
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
ほんしゆうしこくれんらくこうそくどうろかぶしきがいしやなるとかんり
本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター

所長 きし 貴志 ゆうき 友基

4 工事の概要

(1) 施工場所

ふくらへい
南あわじ市福良丙

(2) 工事内容

自転車道設置

延長 L=931.0m 幅員 W=4.0m (自転車道 2.5m、歩道 1.5m)

(3) 工期

令和10年2月29日限り

あまがさきにしのみやあしやこうこうわんにやくようきかい
第99号議案 尼崎西宮芦屋港港湾荷役用機械更新工事請負契約の締結

あまがさきにしのみやあしやこうこうわんにやくようきかい
尼崎西宮芦屋港港湾荷役用機械更新工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

あまがさきにしのみやあしやこうこうわんにやくようきかい
尼崎西宮芦屋港港湾荷役用機械更新工事

2 契約金額

1,104,400,000円

3 契約の相手方

おおさかしきたくなかのしまにちようめ ぼん ごう
大阪市北区中之島二丁目3番33号

住友重機械搬送システム株式会社

おおさかししゃちよう なかみち とおる
大阪支社長 中道 徹

4 工事の概要

(1) 施工場所

ひがしかいがんちよう
尼崎市東海岸町

(2) 工事内容

機械更新 1式

(3) 工期

令和7年3月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札参加者数

2者

(2) 最低入札金額

1,104,400,000円

(3) 最高入札金額

1,159,400,000円

第 100 号議案 兵庫県立川西こども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事請負契約の締結

兵庫県立川西こども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立川西こども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事

2 契約金額

840,400,000円

3 契約の相手方

尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 11 号

宮崎建設株式会社

代表取締役社長 宮崎 健一

4 工事の概要

(1) 施工場所

川西市火打 1 丁目 1165 番

(2) 工事内容

本館棟建築工事 鉄筋コンクリート造 3 階建、塔屋 1 階 延べ面積 2,895.95 m²

駐輪場建築工事 アルミ製平屋建 延べ面積 9.70 m²

屋外付帯工事 雨水排水工事、植栽工事、駐車場整備工事 一式

(3) 工期

令和 6 年 12 月 31 日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（事後審査型）

(2) 入札参加者数

10 者

(3) 最低入札金額

840,400,000 円

(4) 最高入札金額

1,177,000,000円

第83号議案 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県立こやの里特別支援学校に在学する児童及び生徒の増加に対応し、特別支援教育の充実に資するため、新たに兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校を設置する。

2 制定の概要

兵庫県立特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置	部
兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校	川西市	小学部 中学部 高等部

3 施行期日

令和5年11月1日

第92号議案 和解及び損害賠償額の決定

兵庫県立姫路南高等学校において部活動中に発生した事故に関する損害賠償請求事件（令和4年（ワ）第463号）について、神戸地方裁判所姫路支部から提示された和解条項案を受諾し、損害賠償の額を定めようとする。

1 事故の概要

県立姫路南高等学校（以下「本件高校」という。）の生徒であった原告は、平成28年10月21日、本件高校の運動場において所属していた野球部の部活動に参加していたところ、同部の主顧問であった訴外教諭がノッカーを務め、塁上にランナーを置いて、マウンド上から投手が実際に投球を行うという実践形式でのノック練習中、投手が投げたボールが、捕手用マスクを着用することなく捕手を務めていた原告の右目を直撃し、眼球打撲傷（右）、眼窩底骨折（右）、続発緑内障（右）、外傷性黄斑円孔（右）、外傷性視神経損傷、右頬骨骨折及び高眼圧症の傷害を負った（以下「本件事故」という。）。

部活動を指導する本件高校教員は、捕手を務める部員の顔面等にボールが直撃し、当該部員の生命及び身体に危険が生じることのないよう、捕手用マスクを着用するよう指導すべき職務上の注意義務を負っていたにもかかわらず、当該義務を怠り、本件事故を発生させたものとして、原告は、県に対して金4634万6272円の損害賠償を求める訴えを提起した。

この度、神戸地方裁判所姫路支部から和解勧告書が送付された。

2 損害賠償の額

30,000,000円

3 和解条項案

- (1) 兵庫県（以下「被告」という。）は、相手方（以下「原告」という。）に対し、本件損害賠償債務として、3000万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和5年11月末日限り、原告の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

警 察 関 係

第 93 号議案 和解及び損害賠償額の決定

加古川警察署における遺体引渡時の取り違えに伴う損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

1 事件の概要

加古川警察署員が、令和 5 年 3 月 24 日にご遺体を取り扱い、同署に安置し、同月 28 日に別のご遺体を取り扱い、同署に安置していたところ、同月 29 日、28 日に取り扱ったご遺体の遺族である相手方に対し、誤って、24 日に取り扱ったご遺体を引き渡した。

ご遺体引き渡し時の取り違えを認識しないまま、同月 31 日、相手方において葬儀等が執り行われ、本件発覚後に本来受けるべきご遺体の引き渡しを受けた相手方に、再度の葬儀執り行いを余儀なくさせた。

当該事案に関し、相手方と兵庫県の間で損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

なお、誤って引き渡したご遺体の遺族からの損害賠償請求はなかった。

2 損害賠償の額

1,068,165 円

Ⅱ 令和4年度兵庫県歳入歳出決算関係

認第1号～認第15号 令和4年度兵庫県歳入歳出決算の認定

令和4年度兵庫県歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和4年度歳入歳出決算額

(単位:円)

会 計 名	歳 入	歳 出	歳入歳出差引残額
一 般 会 計	2,608,646,985,380	2,577,598,610,600	31,048,374,780
特 別 会 計	1,784,092,586,669	1,769,268,968,735	14,823,617,934
県 有 環 境 林 等	14,437,047,822	14,437,047,822	0
港 湾 整 備 事 業	4,805,634,987	4,655,928,391	149,706,596
公共事業用地先行取得事業	7,509,817,447	7,509,817,447	0
県 営 住 宅 事 業	29,783,384,499	28,603,837,123	1,179,547,376
勤労者総合福祉施設整備事業	2,960,292,576	2,960,292,576	0
庁 用 自 動 車 管 理	164,043,436	164,043,436	0
公 債 費	552,629,816,144	552,629,816,144	0
自 治 振 興 助 成 事 業	1,262,011,666	797,749,811	464,261,855
母子父子寡婦福祉資金	318,995,646	188,205,645	130,790,001
小規模企業者等振興資金	3,639,021,430	2,117,774,283	1,521,247,147
農 林 水 産 資 金	1,827,549,818	1,162,480,480	665,069,338
基 金 管 理	117,395,632,011	117,395,632,011	0
地 方 消 費 税 清 算	532,682,879,478	532,682,879,478	0
国民健康保険事業	514,676,459,709	503,963,494,088	10,712,995,621
合 計	4,392,739,572,049	4,346,867,579,335	45,871,992,714

Ⅲ 令和4年度兵庫県公営企業会計決算関係

認第16号～認第23号 令和4年度兵庫県公営企業会計決算の認定

令和4年度兵庫県公営企業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定を求める。

(単位：円)

区 分	病院事業	水道用水 供給事業	工業用 水道事業	水源開発 事業	地域整備 事業	企業資産 運用事業	地域創生 整備事業	流域下水道 事業	計
収益的収入	163,438,886,269	15,882,306,352	4,089,377,442	0	5,779,120,175	1,560,107,176	3,219,121,742	30,435,304,220	224,404,223,376
収益的支出	171,978,663,837	13,005,414,913	3,241,003,599	0	5,176,541,745	1,192,699,612	1,554,967,366	29,395,749,092	225,545,040,164
差 引	▲8,539,777,568	2,876,891,439	848,373,843	0	602,578,430	367,407,564	1,664,154,376	1,039,555,128	▲1,140,816,788
資本的収入	20,147,586,799	1,387,103,320	110,000	79,368,110	2,875,879,963	205,301,790	175,497,238	16,834,908,801	41,705,756,021
資本的支出	23,615,633,138	7,775,172,716	1,473,236,349	79,368,110	12,404,651,812	295,000	515,865,509	17,175,444,194	63,039,666,828
差 引	▲3,468,046,339	▲6,388,069,396	▲1,473,126,349	0	▲9,528,771,849	205,006,790	▲340,368,271	▲340,535,393 資本的収入のうち 翌年度繰越額に係る 財源充当額 968,364,000 を除く差引 ▲1,308,899,393	▲21,333,910,807
資本的収支不足額の補てん財源	消費税 資本的 収支 調整額	21,472,264	425,014,049	34,077,382	0	0	0	78,179,572	558,743,267
	減 債 積 立 金	0	142,300,000	50,900,000	0	0	0	0	193,200,000
	損益勘定 留保資金	3,446,574,075	5,820,755,347	1,388,148,967	0	9,528,771,849	0	340,368,271	20,524,618,509
	他 会 計 貸 付 金 積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良 積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越工事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	1,230,719,821	1,230,719,821

第89号議案 令和4年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

令和4年度兵庫県水道用水供給事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	2,594,177,390 円
2	利益剰余金処分量	2,594,177,390 円
	(1) 減債積立金	122,600,000 円
	(2) 建設改良積立金	2,329,277,390 円
	(3) 資本金への組入	142,300,000 円
3	繰越利益剰余金	0 円

第90号議案 令和4年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

令和4年度兵庫県工業用水道事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	865,196,461 円
2	利益剰余金処分量	865,196,461 円
	(1) 減債積立金	40,800,000 円
	(2) 建設改良積立金	773,496,461 円
	(3) 資本金への組入	50,900,000 円
3	繰越利益剰余金	0 円

第91号議案 令和4年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分

令和4年度兵庫県企業資産運用事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	1,541,305,754 円
2	利益剰余金処分量	177,000,000 円
	(1) 解体等積立金	177,000,000 円
3	繰越利益剰余金	1,364,305,754 円

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 6 4 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序		1	2	3	4	5
		1	2	3	4	5		
第 1 日 9 月 25 日 (月)	代 表 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)			
第 2 日 9 月 26 日 (火)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(自 民 党)		
第 3 日 9 月 27 日 (水)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(自 民 党)		
第 4 日 9 月 28 日 (木)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(無 所 属)	(維 新 の 会)	(自 民 党)		

※ 一般質問については試案

決算特別委員会委員 会派別配分表（案）

年度別 会派別	5年度	6年度	7年度	8年度	合 計
自由民主党	9人	10人	9人	9人	37人
維新の会	5	5	6	5	21
公明党	3	3	3	4	13
ひょうご県民連合	3	2	2	2	9
日本共産党	0	1	0	1	2
無所属	1	1	1	1	4
計	21	22	21	22	86

議 席 表

75	丸尾 まき	76	鏑木 良子	77	斉藤 なおひろ	78	増山 誠	79	門 隆志	80	岸 口のみのる				
49	小林 昌彦	50	長崎 寛親	51	大矢 卓志	52	青山 暁	53	飯島 義雄	54	高橋 みつひろ	55	徳安 淳子	56	橋本 成年
23	前井 まき	24	庄本 えつこ	25	佐藤 良憲	26	さかた たかのり	27	大原 隼人	28	赤石 まさお	29	なかい 隆晃	30	住本 陽子
1	橋本 けいご	2	久保田 けんじ	3	北村 智	4	白井 たかひろ	5	中村 大輔	6	脇田 のりかず				

57	中田 英一	58	迎山 志保	59	上野 英一	60	越田 浩矢	61	伊藤 勝正	62	谷井 いさお	63	岸本 かずなお	64	松本 裕一	65	奥谷 謙一	66	門間 雄司
----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	---------	----	-------	----	-------	----	-------

31	前田 ともき	32	竹内 英明	33	黒田 一美	34	竹尾 ともえ	35	天野 文夫	36	小泉 弘喜	37	島山 清史	38	岡 つよし	39	村岡 真夕子	40	吉岡 たけし
----	--------	----	-------	----	-------	----	--------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	--------

7	小西 ひろのり	8	北上 あきひと	9	大塚 公彦	10	松尾 智美	11	菅 雄史	12	里見 孝枝	13	麻田 寿美	14	太田 やすふみ	15	伊藤 栄介	16	白井 かずや
---	---------	---	---------	---	-------	----	-------	----	------	----	-------	----	-------	----	---------	----	-------	----	--------

81	内藤 兵衛	82	藤本 百男	83	藤田 孝夫	84	北川 泰寿	85	石川 憲幸	86	山本 敏信				
67	山口 晋平	68	大豊 康臣	69	橋 秀太郎	70	石井 秀武	71	伊藤 傑	72	原 テツアキ	73	長岡 壯壽	74	黒川 治
41	松井 重樹	42	谷口 俊介	43	北口 寛人	44	水田 裕一郎	45	北浜 みどり	46	北野 実	47	浜田 知昭	48	大前 はるよ
17	大上 和則	18	風早 ひさお	19	長瀬 たけし	20	富山 恵二	21	戸井田 ゆうすけ	22	中田 慎也				

演壇

演壇

議長 局長

議会改革の検討の進め方について（試案）

1 議会運営委員会所管の検討項目

（1）当面の検討項目

「議会運営に関する申し送り事項」や「新議会の基本問題」に記載された事項等について、協議・検討を行う。

【検討項目】

- ① ペーパーレス化の一層の推進
- ② 常任委員会室のオンライン環境の整備
- ③ 議会BCPの策定
- ④ 閉会中の常任委員会における効果的、効率的な質疑のあり方
- ⑤ 安定的な地域代表の確保に向けた検討の議論
- ⑥ 本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項の見直し
- ⑦ 地方自治法の改正を踏まえた議会手続きのオンライン化

（2）追加検討項目

各会派から提案のあった項目のうち、議会改革の検討の場で取扱うとされたものについて、「当面の検討項目」と併せて協議・検討を行う。

2 議会運営委員会所管以外の検討項目

所管の各会議において、検討の着手時期や進め方等、その取扱いを含めて協議・検討を行う。

【検討項目】

- ① 議員連盟のあり方
- ② 議会庁舎のセキュリティの強化
- ③ 長期欠席議員の議員報酬の取扱
- ④ 親しみやすい議会広報のあり方

検討スケジュールについて（試案）

時 期	内 容	備 考
8月18日 (1ヵ月前議運)	議運委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「当面の検討項目」及び検討スケジュールの試案を提示 ・各会派に対し「追加検討項目」の検討依頼 	
9月 (1週間前議運)	議運委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「当面の検討項目」及び検討スケジュールの確認 ・「追加検討項目」にかかる提案会派からの説明 	
9月～10月	議運委員会（2回程度） <ul style="list-style-type: none"> ・「当面の検討項目」に対する各会派の意見開陳、委員間討議 ・「追加検討項目」の取扱い協議、決定 ※ 案件によっては小委員会を設置 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 並行して代表者会議、 広報委員会等で協議 </div>
10月～2月	議運委員会（2～3回程度） <ul style="list-style-type: none"> ・「当面の検討項目」に対する委員間討議 ・「追加検討項目」に対する各会派の意見開陳、委員間討議 	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 協議が整った事項 から実施方法等につ いて検討、実施 </div>
2月～3月	議運委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの協議結果の整理 	
3月	議運委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・検討結果の最終とりまとめ ・議長に答申 	検討結果をホーム ページに掲載

議会運営に関する申し送り事項について

令和5年2月28日

今期4年間における議会運営の経験等を踏まえ、新議会発足後の議会運営上、基本的な事項について、次のとおり申し送りすることとする。

1 新議会世話人会設置準備会について

一般選挙後、速やかに会派構成を確定し、新議会世話人会を発足させるため、各会派代表者会議の構成員（新規結成会派の代表者を含む。）により組織する「新議会世話人会設置準備会」を設け、次の事項を協議する。

- (1) 会派の結成
- (2) 新議会世話人会の設置及び構成
- (3) 新議会世話人会において協議すべき事項
- (4) 県議会の招集予定
- (5) 会派別議席の配分
- (6) 会派の議員控室部屋割
- (7) その他当面する重要課題

2 新議会世話人会について

新議会世話人会を任期開始後、速やかに設置し、次の事項を協議する。

なお、新議会世話人会は、「議会運営委員会」に移行するものであり、一般選挙後最初の県議会開会日の本会議において、原則として、新議会世話人会の構成員を議会運営委員会の委員に選任する。

- (1) 新議会における議会運営の基本問題
- (2) 常任委員会の委員の会派別割り振り
- (3) 常任委員会の正副委員長の会派別割り振り
- (4) 予算、決算特別委員会の設置
- (5) 議会選出監査委員の会派別割り振り
- (6) 議会選出関西広域連合議会議員の会派別割り振り
- (7) 議会選出競馬組合議会議員の会派別割り振り
- (8) 兵庫県・神戸市調整会議の構成員の選出
- (9) 附属機関等の議会推薦委員の会派別割り振り
- (10) 一般選挙後最初の議会の審議日程及び議事日程
- (11) その他

3 臨時会の開催について

選挙期日と議員任期の「ずれ」の解消に伴い令和5年4月30日に任期が始まる新議会については、6月定例会までの議長をはじめとする議会役員不在期間を極力縮め、速やかに議会活動を開始するため、正副議長及び議会役員選出、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任等を行う臨時会を任期開始早々の5月に開催するよう知事当局

と調整する必要がある。

4 議会運営に係る基本事項について

(1) 先例、申し合わせ等について

円滑で効率的な議会運営を図るために、これまでの先例や申し合わせ等を尊重するとともに、より一層の議会の活性化にも意を用いた議会運営に努める必要がある。

新議会世話人会での「新議会における議会運営の基本問題」の協議に当たっては、これらを十分踏まえることが適当である。

なお、主な申し合わせ等は別添のとおりである。

(2) 常任委員会の運営について

常任委員会は、議会の審議及び政策立案等の能力を充実するとともに、突発する重要な問題に迅速かつ適切に対応し得るよう、閉会中も次のとおり運営することが適当である。

なお、管内・管外調査への出席については、重要な委員会活動の一環であることから、効率的な活動ができるよう、優先して日程調整を図る必要がある。

① 閉会中の運営について

ア 委員会の開催

所管事務調査のため、閉会中に月1回程度、委員会を開催する。また、引き続き、インターネット中継を実施する。

イ 管内調査

所管事務調査の参考に資するため、管内調査を県内4地区に分けて実施するとともに、併せて閉会中常任委員会の地域開催を実施する。

なお、但馬・丹波地域の管内調査については、当該地域が広域であるため、十分な調査活動を行う観点から、引き続き2泊3日の日程とする。

ウ 管外調査

所管事務調査の参考に資するため、委員会単位で年1回管外調査を実施することができる。

② 常任委員会運営要領の策定について

常任委員会の合理的、効率的な運営を図るため、あらかじめ各会派代表者会議で調整の上、正副常任委員長選任後、速やかに正副常任委員長会議を開催し、常任委員会運営要領の策定について協議する必要がある。

(3) 特別委員会の設置について

本県議会では、閉会中においても定例的に常任委員会を開催するなど、常任委員会を中心とした活発な委員会活動が行われてきたところである。

常任委員会の所管事項が県政全般を網羅することなどから、特別委員会については、これまでから、予算、決算特別委員会のほか、議員定数等調査特別委員会、行財政運営調査特別委員会など特に重要性、緊急性の高い問題について調査・検討する委員会を、必要な期間にのみ設置して対応することとしており、常設的に設置しないことを例としている。

こうした取扱いは地方自治法の趣旨とも合致するところであり、今後とも常任委員会を中心に調査・審査を行うことが適当である。

5 少数会派の取扱いについて

所属議員数6人未満のいわゆる非交渉団体（以下「少数会派」という。）に係る取扱いについては、より一層公平かつ効率的な議会運営に資するため、新議会発足後は、次のとおり取り扱う必要がある。

(1) 各種会議等への出席について

① 委員会について

ア 議会運営委員会については、「兵庫県議会運営委員会内規」（平成3年9月30日決定）第7条第1項の規定に基づき、従来どおり「委員外議員」として出席を求める。

イ 予算・決算特別委員会を除くその他の特別委員会については、委員会の付議事件や少数会派の所属議員数等を踏まえ、必要に応じて「委員外議員」として出席を求める。

② その他の会議について

各会派代表者会議、各会派政務調査会長会、広報委員会、関西広域連合連携協議会、新議会世話人会及び同準備会等については、交渉団体のほか、原則、所属議員数が一定数以上の少数会派に出席を求める。

③ 議員互助会理事会について

議員互助会理事会については、「兵庫県議会議員互助会規約」第9条第2項に基づき、従来どおり出席を求める。

(2) 予算、決算特別委員会における総括審査について

予算、決算特別委員会における総括審査は、本会議の代表質問の取扱いに準じ、交渉団体のみ執り行うことを原則とする。

6 議会改革の取組について

議会基本条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提言機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、「議会改革の取組の検証に関する報告書（令和4年12月13日）」

の検証結果を踏まえ、新議会においても引き続き議会改革に取り組む必要がある。

(1) 議会運営のICT化について

1 (1) -①

① ペーパーレス化の一層の推進について

タブレット端末の利便性向上を図り、ペーパーレス化を一層推進するため、セキュリティを確保した上でWi-Fi環境がない場合でもオンライン会議等に対応できる端末への変更、議員の私用端末の活用、プリンターの選択や庁外でのデータ入手が可能となるタブレット機能強化について、検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、通信費用の発生や、議会LANを含む県庁WANのセキュリティ確保等の課題があることを考慮する必要がある。

また、令和6年度以降の端末機については、議員PCとタブレット端末の統合の可否も検討した上で、機能、スペック、使いやすさを考慮して機種・画面サイズ等を決定することとする。

② 常任委員会室のオンライン環境の整備について

1 (1) -②

全常任委員会の録画配信及びネット中継を可能とするために、大・中会議室以外の委員会室へのオンライン開催設備の整備について、庁舎大規模改修時などのタイミングで検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、改修工事と合わせ映像設備や動画の圧縮・変換等を行う機器、回線の追加、サーバの拡充等の課題があることを考慮する必要がある。

また、オンライン委員会等に参加するためのパソコンやタブレット操作に係る議員研修会を定期的に行う必要がある。

(2) 県民に開かれた議会の推進について

上記のオンライン環境整備が図られた際には、大・中会議室以外の委員会室等で開催される常任委員会についてもインターネット中継を行い、映像を記録するとともに、その映像や音声を議員が活用することについて検討を行う必要がある。

(3) 議会における危機管理対応の強化について

① 危機管理に関する申し合わせ等の周知について

「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」や議員向けの「危機発生時初期行動」について、引き続き周知を図る必要がある。

1 (1) -③

② 議会BCPの検討について

感染症拡大期や大規模災害時においても議会機能を停止させず、必要な対応を行うため、新型コロナウイルス感染症が一定収束した後、「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」での対応等を含めた検証を行い、その上でBCPの必要性を含めた協議を行う必要がある。なお、初動体制確立については、「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」や議員向けの「危機発生時初期行動」を今後の議論の

基礎とする。

③ 議会における危機管理訓練について

クラウドメールを活用した安否確認訓練、議場でのシェイクアウト訓練及び避難訓練を、引き続き行う必要がある。

(4) 閉会中の常任委員会における効果的、効率的な質疑について

1 (1) -④

閉会中の常任委員会の議事「その他」における質疑のあり方について、効果的・効率的な委員会活動や出席者の働き方改革、緊急性がある課題への対応等を踏まえた上で、検討する必要がある。

(5) 議員連盟のあり方について

2-①

既存の議連も含め、有志の勉強会等との違いや設立方法の明確化といった運営に関するルール等について、新型コロナウイルス感染症収束後の活動状況や事務局職員の負担等を検証しつつ、具体的な検討事項や検討時期を含め、議論する必要がある。

(6) 議会庁舎のセキュリティの強化について

2-②

事件事故等の発生を防止するため、議会庁舎のセキュリティ強化について、検討する必要がある。なお、検討にあたっては、設備等のコスト面の問題、当局庁舎のセキュリティ対策、開かれた県議会のイメージとのバランスを図る必要性といった課題があることを考慮する必要がある。

(7) 県議会サテライトゼミの充実について

県議会サテライトゼミに受け入れる大学ゼミの対象分野を「地域課題の調査研究やまちづくりの実践等」に限定しない等、募集のあり方を見直すとともに、実施方法等の再構築を含めた改善方策を検討し、充実を図る必要がある。

(8) 「政調懇話会」及び「政策法務研修」の合同開催等について

「政調懇話会」及び「政策法務研修」を一本化し合同開催とすることにより、学識者等による講演を充実させるよう検討する必要がある。

また、議員提案条例の制定・改正等の政策法務に関しては、法制手続きや政策形成プロセスなど、当局法制所管課等による議員向けの実務的な研修の開催を検討する必要がある。

(9) 議会改革の取組の検証について

議会基本条例第 24 条において「取組の状況について定期的な検証を行う」と規定されており、原則、議員任期最終年度に当該任期中での議会改革の取組を検証していく必要がある。

7 令和 9 年議員改選に向けた議員定数等の見直しについて

令和 9 年議員改選に向けた議員定数等の見直しに当たっては、「兵庫県議会議員の定

数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の附則や「議員定数等調査特別委員会調査報告書（令和4年3月16日）」における特例選挙区の扱いについて、十分留意する必要がある。

また、同調査報告書の「適正な地域代表選出に向けた検討」の内容を十分に踏まえ、安定的な地域代表の確保に向けた検討について、より有意義かつ本質的な議論を早期に進める必要がある。

2-④

8 議会広報について

新議会における県議会広報基本方針及び新年度の広報計画とその具体的内容については、速やかに議会広報委員会を設置し、協議する必要がある。

なお、引き続き、県民の誰もがわかりやすく見やすい情報の発信と若者の関心をさらに高める広報を目指し、コンテンツの充実や様々なデジタル媒体を活用した広報を研究しながら、より一層親しみやすい県議会となるよう取組を続ける必要がある。

(1) 県議会だより

引き続き、可能な限りの各戸配布に向けて、配布方法や経費抑制への検討・取組を続ける必要がある。

(2) はい、県議会です。

広く県民の目にふれるよう配布先などの検討が必要である。

(3) 若者向け議会広報ポータルサイト

より多くの高校生に参加してもらうとともに、引き続き、若者目線での広報の実施に取り組む必要がある。

(4) テレビ広報「はい、県議会です。」「2月定例会テレビ中継」

定期的な放送で議会活動を身近に感じてもらう役割はあり、放映の継続が必要と考えるが、内容や費用対効果について検討が必要である。

(5) インターネット議会中継・録画配信

県事業の進捗状況や県議会の理解促進のため重要なツールであることから、全委員会の中継及び録画配信等を検討する必要がある。

(6) 県議会ホームページ、県議会フェイスブック

若い世代向けサイト内の充実やさらなる SNS の活用を検討する必要がある。

9 委員会発議について

委員会発議に当たっては十分な議論を尽くすとともに、全委員一致の案件について提案することを原則とする。

10 当初予算編成に対する「重要政策提言」と「申し入れ」について

議会における政策提言の強化等の観点から、次年度の当初予算編成に当たり各会派(無所属議員を含む)から知事に対し、重要項目に関する「重要政策提言」と網羅的・包括的な項目を内容とする「申し入れ」の2段階で提案を行っており、引き続き実施する必要がある。

11 議員報酬の特例減額について

知事等の特別職の給与は、令和5年4月1日以降も減額措置を継続することとされているが、議員報酬における特例減額の延長期間は現任期満了日の令和5年4月29日までとなっている。

については、新任期における特例減額の取扱いについて新議会世話人会で協議する必要がある。

12 長期欠席議員の議員報酬の取扱いについて

現在、議員が本会議、常任委員会等の議会行事を長期間欠席した場合にもその間の議員報酬は全額支給されているが、長期欠席を軸とする議員報酬減額の取扱いについて、その必要性の有無も含め、検討する必要がある。

13 政務活動費の適正な執行について

政務活動費については、平成26年の不適正使用問題発生以降、会派から議員への精算払い方式の導入、議長への提出書類全てのインターネットによる情報公開など様々な改革を行い、県民の信頼回復に努めてきた。

政務活動費制度の運営にあたっては、引き続き、社会情勢や判例等を踏まえながら、必要に応じて適切に基準等を見直すなど、適正な執行と透明性の確保に向けた不断の取り組みを進めていく必要がある。

14 関西広域連合議会について

(1) 関西広域連合議会議員の選挙について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の関西広域連合議会議員5人全員が欠員となるため、速やかに当該議員を選出する必要がある。

(2) 関西広域連合議会等との情報共有について

県議会と関西広域連合及び関西広域連合議会との情報共有及び意見交換等を図るため、関西広域連合連携協議会を設置している。新議会においても同協議会により、関西広域連合及び関西広域連合議会との情報共有を図っていく必要がある。

15 兵庫県競馬組合議会議員の選挙について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の兵庫県競馬組合議会議員 5 人全員が欠員となるため、速やかに当該議員を選出する必要がある。

なお、昭和 55 年 8 月 21 日開催の各会派代表者会議において、県議会議員選出の同組合議会議員は 1 年で交代すること及びその改選時期は毎年 5 月（現 6 月）定例会と選挙によることが決定されている。

16 兵庫県・神戸市調整会議の構成員の選出について

県議会議員の任期満了に伴い、本県議会選出の兵庫県・神戸市調整会議の構成員 2 人全員が欠員となるため、速やかに当該構成員を選出する必要がある。

なお、当該会議が設置された際の議会運営委員会の協議において、構成員は議会としての機関の代表である正副議長を充てることとされ、本会議における選出方法はより簡便な方法である指名推選により実施してきたところである。

17 議場コンサートについて

平成 18 年 2 月定例会から、開会日に議場において、兵庫芸術文化センター管弦楽団によるコンサートを開催してきた。県民に親しまれる開かれた県議会をめざす有意義な取組であることから、新議会においても引き続き実施するものとする。

18 議場の耐震化等の検討について

当局が実施した議場棟の詳細な耐震診断（時刻歴応答解析）の結果を踏まえ、耐震性が不足する場合は、各会派代表者会議等において施設の耐震化や仮議場への移転等も含めた議場の今後のあり方を検討する必要がある。

19 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

県議会においては、「新型コロナウイルス感染症にかかる議会の対応方針」及び「新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応」を定め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等に取り組んできた。新議会における対応方針や本会議等の対応については、感染状況や感染症法上の位置づけを踏まえて、各会派代表者会議において検討する必要がある。

新議会の基本問題について

1 議会運営委員会の設置について

新議会発足後の本会議において、正副議長選挙直後に議会運営委員会委員の選任を行い、議会運営委員会を設置するものとする。

2 議会運営について

(1) これまでの本県議会における先例や申し合わせ等を踏まえた円滑で効率的な議会運営に努めるものとする。

なお、所属議員数が6人未満の少数会派については、少数会派に係る新議会への申し送り事項を踏まえ取り扱う。

(2) 会議時間の遵守は議会権威の根源をなすものであり、本会議をはじめ、委員会の開会時間を厳守する。

(3) 兵庫県議会会議規則第52条に定める発言通告制度を実施し、通告内容は具体的なものとする。

(4) 質問のとき、要望、意見等を述べて答弁を求めないような発言は避ける。

(5) 議案に対する質疑と県の一般事務に対する質問は併せて許可することができる。

(6) 質疑並びに質問については、必要があるときは時間を制限することができる。

(7) 特別委員会については、予算・決算両特別委員会を除き、議員定数等調査特別委員会、行財政運営調査特別委員会など特に重要性、緊急性の高い問題について、必要な期間のみ設置し、常設的な特別委員会は設置しないこととする。

(8) 委員会における発議については、委員会で十分な議論を尽くすとともに、原則として全委員一致の案件について提案するものとする。

3 予算特別委員会について

予算特別委員会を2月定例会で設置し、一般、特別及び企業の各会計当初予算を付託するものとする。

4 決算特別委員会について

決算特別委員会を9月定例会で設置し、一般、特別及び企業の各会計決算を付託するものとする。

5 議会機能の充実・強化及び議会活性化について

議会基本条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提言機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、「議会改革の取組の検証に関する報告書（令和4年12月13

日)」の検証結果や新議会への申し送り事項等を踏まえ、引き続き、本会議・常任委員会の活性化並びに議会広報の充実等、議会改革に取り組むものとする。

1-⑤

6 令和9年議員改選に向けた議員定数等の見直しについて

議員定数等の見直しに当たっては、「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の附則や「議員定数等調査特別委員会調査報告書（令和4年3月16日）」における特例選挙区の扱いについて、十分留意するとともに、同調査報告書の「適正な地域代表選出に向けた検討」の内容を十分に踏まえ、安定的な地域代表の確保に向けた検討について、より有意義かつ本質的な議論を早期に進めることとする。

7 議員報酬の特例減額について

新任期における議員報酬の特例減額の取扱について協議するものとする。

2-③

8 長期欠席議員の議員報酬の取扱について

長期欠席を軸とする議員報酬減額の取扱について、その必要性の有無も含め、検討するものとする。

議会改革 会派提案の追加検討項目 (R5)

	提案会派	項目名	内容
1	維新の会	委員会におけるお茶の提供について	委員会では、ペットボトルに代わり紙パックのお茶が提供されているが、そもそもお茶の提供が必要なのか。SDGsを推進するのであれば、マイボトルの持ち込みを推進する事も検討すべき。
2	維新の会	委員会、本会議における携帯電話の持ち込み	委員会、本会議において、緊急時のリスクヘッジとして携帯電話の持ち込みを可とする事も検討すべき。
3	公明党	服装の柔軟化	県職員の働き方改革の一環として推進している勤務時の服装の柔軟化にあわせ、議員の登庁時の服装を柔軟化する。(通年ノーネクタイ等) ただし、議員としての品格を失わないように注意すること。
4	共産党	各種会議における少数会派の扱いについて	3人以下の少数会派についても、代表者会議及び政務調査会長会への参加のほか、会派単独での政務調査会の開催を保障すること。
5	共産党	請願者の請願趣旨を、より議会に反映させるための手立てについて	請願を審議する常任委員会や本会議での、請願者の意見陳述などを検討すること。
6	共産党	委員会におけるお茶の提供について	委員会で出されるお茶については廃止して、マイボトル等を推奨すること。

「当面の検討項目」の協議の進め方

1 先行して協議を進める項目

項 目 名	申し送り事項・課題	論 点	対 応
①ペーパーレス化の一層の推進	令和6年度以降の端末機について、議員PCとタブレット端末の統合の可否も検討した上で、機能、スペック、使いやすさを考慮して機種・画面サイズ等を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機の機種選定 	来年度当初予算要求に向け、「ペーパーレス化小委員会」において協議
②常任委員会室のオンライン環境の整備	全委員会のインターネット中継及び録画配信を可能とするために、庁舎大規模改修時などのタイミングで大・中会議室以外の委員会室の設備の整備について検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修までの設備整備の要否 ・整備を進める場合は規模、中継手法等 	他府県の実施状況を調査し、委員会に提示したうえで協議
③議会BCPの策定	新型コロナ感染症が一定収束した後、コロナ調整会議での対応等を含めた検証を行い、その上でBCPの必要性を含めた協議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会BCPの必要性 ・コロナ感染症への対応等を踏まえた効果的な議会BCPの策定 	他府県の策定状況を調査し、委員会に提示したうえで協議
④閉会中の常任委員会における効果的、効率的な質疑のあり方	閉会中の常任委員会における「その他」の際の質疑について、複数の部局を所管している常任委員会では、説明員が出席していない部局に係る質問に対し責任ある答弁が得られない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他」質疑方法のルール化（質疑の範囲、調査該当部局以外の職員への出席要求等）の要否 	11月の閉会中常任委員会に向けて一定の結論を出す

項目名	申し送り事項・課題	論点	対応
⑥本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項の見直し	6月定例会の質疑・質問への注意等を受け、「冗長な発言の定義が明確でない」、「再質問のルールについて曖昧な表現が多い」等「本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項」に対する指摘。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の申し合わせ事項の課題や問題点等 ・申し合わせ事項における表現や定義、ルールの明確化の要否 	12月定例会に向け、申し合わせ事項の見直し等について一定の結論を出す

2 時間を置いて協議を行う項目

⑤安定的な地域代表の確保に向けた検討の議論

令和7年度の「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の改正に向けて、前任期と同様、任期2年目となる来年度（令和6年度）に検討会を設置し、調査研究を進めることとする。令和6年1月以降に、今任期の調査研究の進め方等について協議を行う。

⑦地方自治法の改正を踏まえた議会手続きのオンライン化

全国議長会による標準会議規則の改正案提示（10月頃）以降、同改正案や他府県の動向を踏まえ、検討に着手する。